

**地方公共団体実行計画（区域施策編）  
策定・実施マニュアル（簡易版）**

**令和6年4月**

**環 境 省**

**大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室**

## 目次

はじめに .....	1
簡易版での略称.....	1
区域施策編の構成例 .....	2
策定の手順編 .....	3
1. 区域施策編の策定.....	4
2. 構成例に即した解説.....	7
2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義.....	7
2-1-1. 地球温暖化対策をめぐる動向.....	7
2-1-2. 区域の特徴.....	7
2-1-3. 区域施策編の基準年度、目標年度及び計画期間.....	8
2-1-4. 区域施策編の策定・実施に係る体制づくり.....	8
2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析.....	9
2-2-1. 対象とする温室効果ガス排出量.....	9
2-2-2. 温室効果ガスの現況推計.....	10
2-3. 計画全体の目標.....	13
2-3-1. 区域施策編における目標の種類.....	13
2-3-2. 総量削減目標.....	13
2-4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策.....	16
2-4-1. 対策・施策の位置付け.....	16
2-4-2. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策の立案.....	16
2-4-3. 幅広い地方公共団体において実施されることが期待される施策.....	30
2-4-4. 対策・施策の実施に関する目標.....	33
3. 区域施策編の公表・進捗管理・見直し.....	37
ひな型編.....	38
参考資料.....	55
区域の特徴ごとの排出削減目標の例.....	55
施策の実施に関する目標設定の例.....	56
地球温暖化対策に関するキーワードの解説集.....	59

## はじめに

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（簡易版）（以下「簡易版」といいます。）は、特に計画の策定に必要な知見等が十分でない小規模な市町村等が、地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」といいます。）を初めて策定する際に活用することを想定して作成したものです。

簡易版は「策定の手順編」と「ひな型編」の2部構成となっています。「策定の手順編」では、区域施策編の策定のポイントとなる事項を解説しています。「ひな型編」は、いわば区域施策編の骨格を示したもので、項目ごとに必要な事項を記載することにより、区域施策編の素案を作成することができます。

なお、簡易版は、環境省が別途公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（以下「区域施策編マニュアル」といいます。）の内容を簡略化して再構成したものです。詳細な情報が必要な場合は、区域施策編マニュアルを参照してください。また、区域施策編の策定・実施を支援する各種ツールも準備していますので、併せて御活用ください。

※これらのマニュアル・ツールについては、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/index.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html)）に掲載しています。

## 簡易版での略称

簡易版でよく使われる法令名等は、表 I のとおりです。

表 I 簡易版での略称

用語	表記（略称）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） ※地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律も含む。	地球温暖化対策推進法
地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）	地球温暖化対策計画
地方公共団体実行計画（区域施策編）	区域施策編
地方公共団体実行計画（事務事業編）	事務事業編
指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）	指定都市等
中核市（施行時特例市を含む。）	中核市
地球温暖化対策推進法第 2 条第 6 項に定める再生可能エネルギーの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行う事業	地域脱炭素化促進事業
再生可能エネルギー及び未利用エネルギー	再生可能エネルギー等

＜本マニュアルの語尾等の表現について＞

本マニュアルに記述されている各事項には、その運用の必要性に差異があることから、次のような考え方で記述しています。

「～すべきです。」 ⇒ 法令、制度の趣旨等から、記述された事項による運用が強く要請されると環境省が考えているもの。
「～ことが望まれます。」 ⇒ 制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると環境省が考えているもの。
「～ことが（も）考えられます。」 ⇒ 記述された事項による運用を環境省が例示的に示したものの。

## 区域施策編の構成例

地方公共団体の規模にかかわらず共通して必要となると考えられる構成例（典型的な骨格と基本的な構成要素）は表Ⅱのとおりです。

表Ⅱ 区域施策編の構成例

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編策定の背景・意義</li> <li>・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等）</li> <li>・計画期間</li> <li>・推進体制</li> </ul>
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の温室効果ガス排出状況</li> </ul>
③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編の目標</li> </ul>
④温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の各主体に期待される対策</li> <li>・地方公共団体が実施する施策（再エネ利用促進等の施策）</li> <li>・施策の実施に関する目標</li> </ul>
⑤地域脱炭素化促進事業に関する内容	<p>【都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域の設定に関する基準</li> </ul> <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等）</li> </ul>
⑥区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編の実施及び進捗管理</li> </ul>

## 策定の手順編

ここでは、区域施策編を策定・実施する際にポイントとなる事項を解説します。

## 1. 区域施策編の策定

### (1) 区域施策編とは

区域施策編とは、地球温暖化対策の推進のため、地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項及び第 4 項に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は策定することが義務付けられており、その他の市町村についても策定するよう努めることとされています。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）により、区域施策編の実効性を高めるため、再生可能エネルギー利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標や、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について定めること等が明記されました（簡易版においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項については取り扱っていないため、「区域施策編マニュアル（本編）」や「区域施策編マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」を適宜参照するようにしてください）。

### (2) 体制、知見等が十分でない市町村等における区域施策編の策定

2050 年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進等を行うことが期待されています。一方、特に小規模な市町村などは、地球温暖化対策のための体制や保有する知見等の実態を勘案すると、温室効果ガス排出削減目標の技術的検討や広範な施策の企画・実施・評価が著しく困難である場合も考えられます。このような場合には、適宜、区域施策編に盛り込む内容を絞り込み、簡素な計画とすることが可能です。特に、温室効果ガス排出量の推計等については国が提供するデータ等を最大限活用し、具体的な対策・施策の検討・実施及び進捗管理に注力することが望まれます。その際、地球温暖化対策に繋がるのみならず、地域の経済的・社会的課題の解決にも資する施策をまず検討し、計画に盛り込むことが重要です。その他、地域において最も利用しやすい種類の再生可能エネルギーの利用促進や、住民が取り組みやすい省エネルギーの促進、環境教育の着実な推進等の施策を重点的に実施することや、まちづくりの中心的な主体として、関連施策との適切な連携を図り、当該施策の目的達成との調和を図りながら、脱炭素型のコンパクトな地域づくりを推進することが考えられます。

また、まずは簡素な内容の区域施策編を策定・実施することとし、将来の見直し・改定の時点において無理のない範囲で技術的検討を加えて、各種目標の見直しや施策の強化・追加を図っていく等、段階を踏んで中長期的に拡充を図っていくことも考えられます。

### (3) 地域における地球温暖化対策の意義－地域循環共生圏の実現－

地球温暖化対策の実施が急務となっている一方で、多くの地域が、人口減少・少子高齢化への対応、地域経済の活性化、頻発・激甚化する災害に強い地域づくり、地域住民の健康の維持と暮らしの改善、デジタル技術に代表される科学技術の急速な進歩等への対応等、様々な社会経済的な課題に対応することを求められています。

このような課題に直面する中で、地域における脱炭素化の取組は、我が国における地球温暖化対策に貢献すると同時に、再生可能エネルギーなどの地域が持つ様々な資源を活用して、地域が抱える様々な課題の解決と同時に地域経済循環や地方創生を実現する機会でもあります。

脱炭素化の取組を地域課題の同時解決の機会とする上で、「地域循環共生圏」の考え方が参考となります。地域循環共生圏は、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の持続可能な社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

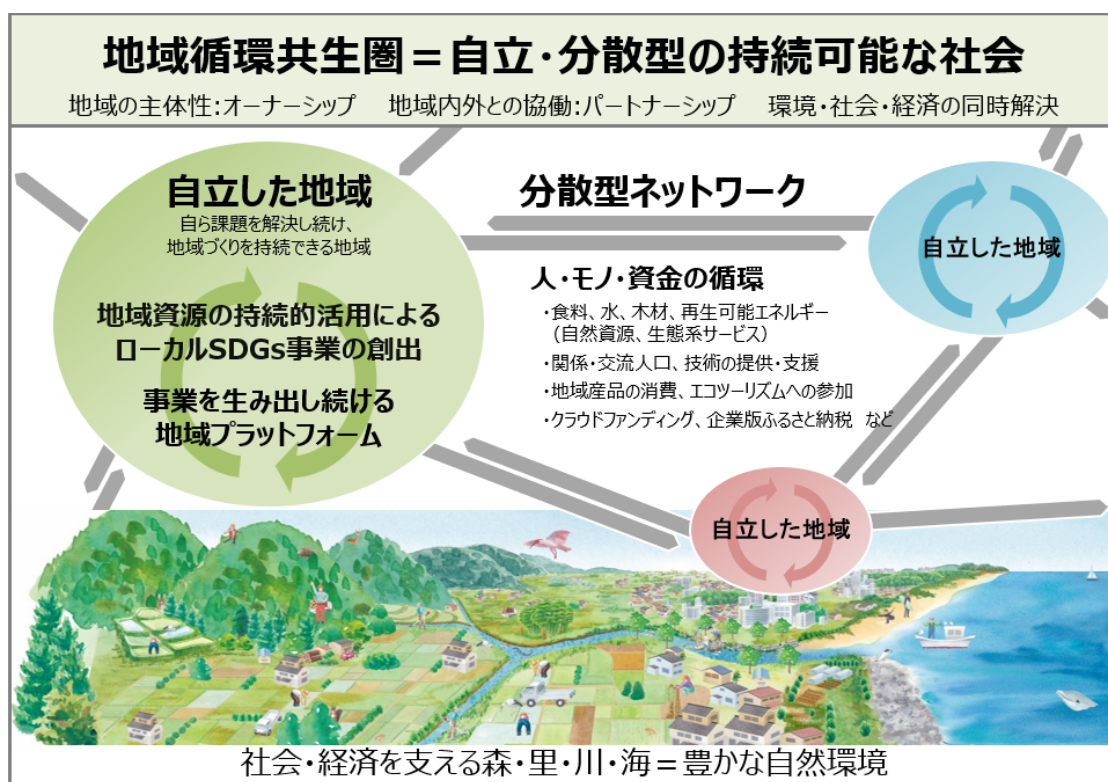


図 1-1 地域循環共生圏の概要

出典：環境省ローカル SDGs－地域循環共生圏 <<http://chiikijunkan.env.go.jp/>>

表 1-1 地域課題の解決につながる脱炭素化・地域循環共生圏の取組例

取組	地域課題への効果
再生可能エネルギーの地域間融通	農山漁村に豊富にある再生可能エネルギーを都市に供給することで、地域のエネルギー収支を改善し、地域経済の活性化につなげる。
脱炭素型の地域交通システムの構築	電動バスや電気自動車によるカーシェアリングなど、脱炭素型の地域交通システムを構築することにより、公共交通空白地帯等の課題解決につなげる。
自律分散型のエネルギーシステムの構築	分散型電源の設置や配電網の地中化等により、災害時でもエネルギーを安定的に供給する。
地域経営型のビジネス（エコツーリズム、空き家活用等）	農山漁村の豊かな自然、温泉等の地域資源を生かした観光ビジネスの創出や、空き家を活用した移住促進策等により、人口減少・少子高齢化対策につなげる。

地域の経済的・社会的課題への対応と地球温暖化対策を同時に実施するような施策の具体例については、「区域施策編マニュアル（事例集）」を参照してください。

#### （４） 区域施策編と他の行政計画との関係

地球温暖化対策推進法第 21 条第 8 項において、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮することが定められています。区域施策編の実効性を強化していくためには、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある行政計画との内容の整合性を図ること、あるいは一体的に策定すること等により、統合的な取組を進め、対策・施策間での相乗効果を生み出していくことが望まれます。

例えば、事務事業編を始めとした環境関連分野に関する行政計画（環境基本計画、地域気候変動適応計画等）との一体的な策定や、その他の分野の行政計画等の中に、可能な限り地球温暖化対策を位置付けていくよう働き掛けることが考えられます。

区域施策編と関連する他の行政計画を一体的に策定することは、計画の検討・実施の際の事務的な負荷低減等の効果も期待できるため、積極的に検討することが考えられます。



## 2. 構成例に即した解説

### 2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

#### 2-1-1. 地球温暖化対策をめぐる動向

区域施策編においては、住民や地域の事業者等の理解の促進を図るため、地球温暖化対策をめぐる動向として、下記4つのようなテーマを記載することが望まれます。

- ・気候変動の影響
- ・地球温暖化対策をめぐる国際的な動向
- ・地球温暖化対策をめぐる国内の動向
- ・自団体における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

特に、自団体における地球温暖化対策の今後の取組方針については、「1（3）. 地域における地球温暖化対策の意義－地域循環共生圏の実現－」の内容も踏まえつつ、脱炭素施策の実施による地域の経済的・社会的課題への対応についても積極的に記載することが望まれます。

#### 2-1-2. 区域の特徴

区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項」を定めるものとされています。このため、区域の自然的社会的条件を把握し整理する必要があります。

その際には、単なる一般的な地理的特徴を列挙するのではなく、区域施策編に盛り込む対策・施策との関連性（何が対策・施策に影響を与えるか、どこに対策・施策の重点を置くべきか、どのような地域資源が活用可能か等）を念頭に置いて整理することが重要です。

自然的条件としては、例えば、区域の気候や、再生可能エネルギー資源等の地域資源の賦存状況等<sup>1</sup>が考えられます。社会的条件としては、温室効果ガス排出量（総量及び部門・分野別の値）の推移のほか、例えば、産業構造、都市構造、交通体系、インフラの状況、人口動態、住民の環境意識・ライフスタイル等が考えられます。

これらの条件は、例えば、下記のように、それぞれ区域施策編に盛り込む対策・施策に関連すると考えられます。区域施策編の策定に当たり、区域の特徴を分析した結果を踏まえて、具体的な対策・施策と結び付けるプロセスが重要です。

- ・気候：家庭部門や業務その他部門の対策・施策
- ・再生可能エネルギー資源の賦存状況：再生可能エネルギーの導入に係る対策・施策
- ・産業構造：産業部門や業務その他部門の対策・施策
- ・都市構造／交通体系／インフラの状況：運輸部門やまちづくりに関する対策・施策
- ・人口動態／住民の環境意識・ライフスタイル：家庭部門や業務その他部門の対策・施策

---

<sup>1</sup> 再生可能エネルギー資源の賦存状況調査には、再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）が参考になります。

### 2-1-3. 区域施策編の基準年度、目標年度及び計画期間

区域施策編の基準年度、目標年度、計画期間及び見直しの時期については、各地方公共団体が任意に設定することができますが、パリ協定の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策計画に即する観点からは、2013年度を基準年度とし、2030年度を目標年度と設定することが望まれます。また、長期目標を設定する場合は、2050年度を設定することが望まれます。

基準年度、目標年度及び計画期間の例を図2-1に示します。

平成 25年		令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年		令和 12年		令和 32年
2013	・・・	2020	2021	2022	2023	2024		2030	・・・	2050
基準 年度		現状 年度 ※		策定 年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標 年度		長期 目標
										

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 2-1 基準年度、目標年度及び計画期間の例

区域施策編の策定後、2030年度までの間、数年度ごとに見直しを行い、必要に応じ、全部又は一部の改定を繰り返していくことが望まれます。

### 2-1-4. 区域施策編の策定・実施に係る体制づくり

地球温暖化対策計画においては、「各主体が継続的に対策・施策を進め、持続可能な脱炭素社会を構築していくためには、体系的な推進体制を整備することが重要である」としてしています。政府においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」、各省の局長級の会議である「地球温暖化対策推進本部幹事会」を中心に、関係府省庁が緊密に連携して取り組むこととしています。

地方公共団体においても、区域施策編の策定・実施に当たっては、首長をトップとし、環境部局のみならず全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築し、運営していくことが重要です。

また、横断的な庁内体制の構築以外にも、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、地域における様々な関係者（住民、地域の事業者、地域金融機関、大学・研究機関、NPO等の民間団体等）とのネットワーク構築等も重要となります。

## 2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

### 2-2-1. 対象とする温室効果ガス排出量

区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、原則として「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野」とします。

「区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量」を図 2-2 に示します（なお本マニュアルでは例外として、「運輸部門（自動車）」において「道路交通センサス起終点（OD）調査」に基づく推計を行う場合と「廃棄物」分野の「一般廃棄物の焼却処分及び埋め立て処分に伴う排出」において地理的な行政区域外の排出量を含みます）。

また、区域施策編において取り扱う温室効果ガスの区分は、地球温暖化対策推進法に定める7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）とします。なお簡易版では、必ずしも全ての温室効果ガスを算定の対象にする必要はありません。

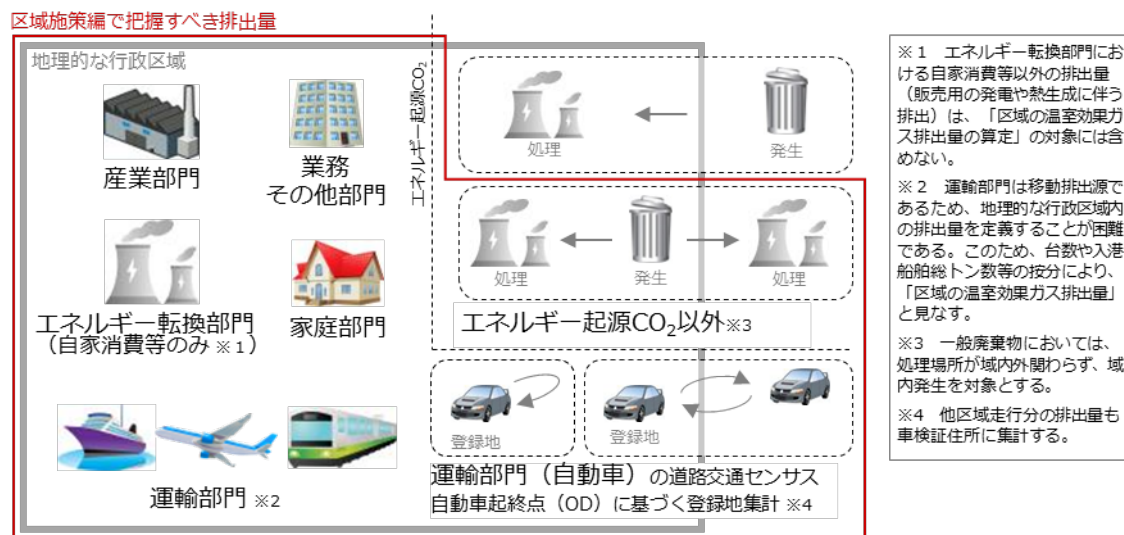


図 2-2 区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量

## 2-2-2. 温室効果ガスの現況推計

### (1) 現況推計の位置付け

温室効果ガスの現況推計とは、区域における温室効果ガスの排出量が現状どの程度あるのかを推計するものです。区域の温室効果ガス排出量に加えて、部門・分野別排出量の比率、経年の増減傾向を把握することによって、温室効果ガス排出の要因分析や、基準年度排出量を基準とした計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案につながるため、非常に重要な作業です。

### (2) 自治体排出量カルテの活用

現況推計は、正確性の観点から、区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を活用して行うことが理想的ですが、初めて区域施策編を策定する市町村が実施する場合に多くの事務負担等が伴うことが想定され、非常にハードルが高いと考えられます。

環境省では、「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」において、都道府県・市町村別に温室効果ガス排出量の推計値等を示した「自治体排出量カルテ」等の各種ツールを公表しています。現況推計の作業の効率化・省力化を図りたい場合や、実績値が取得困難な場合等には、これらのツールを用いることによって、温室効果ガス排出量等を簡易的に求めることができます。

「自治体排出量カルテ」は、都道府県・市町村別のCO<sub>2</sub>排出量について、都道府県別エネルギー消費統計等の公表データを基に推計し、部門別CO<sub>2</sub>の現況推計結果を含む諸データを個別ファイルとして可視化した2次統計資料です。

自治体排出量カルテには、以下の表2-1に示す情報が整理されているため、特に、初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村においては「自治体排出量カルテ」を積極的に活用し、分析に要する手間を削減し、生み出された時間やリソースを対策・施策の検討や実施のために活用することが望ましいです。

自治体排出量カルテやその活用方法については、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトや、「自治体排出量カルテについて」を参照して下さい。

表 2-1 自治体排出量カルテにて得られる情報

自治体排出量カルテ① CO <sub>2</sub> 排出量の現状把握	自治体排出量カルテ④ 地方公共団体の再生可能エネルギー導入状況及び導入ポテンシャルの現状把握
<b>○地方公共団体の部門・分野別CO<sub>2</sub>排出量（標準的手法）</b> 1) 部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量構成比 平成17年度（2005年度） 2) 部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量構成比 平成25年度（2013年度） 3) 部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量構成比 令和3年度（2021年度） 4) 部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量の推移 5) 部門・分野別CO <sub>2</sub> 排出量構成比の比較（都道府県平均及び全国平均）	<b>1 地方公共団体のFIT・FIP制度による再生可能エネルギー（電気）</b> 1) 区域の再生可能エネルギーの導入設備容量（令和4年度） 2) 区域の再生可能エネルギーによる発電電力量（令和4年度） 3) 区域の再生可能エネルギーの導入設備容量の推移（累積） 4) 区域の太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数の推移（累積） <b>2 地方公共団体の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル</b> 5) 導入ポテンシャル（電気のみ・設備容量） 6) 導入ポテンシャル（発電電力量・利用可能熱量） <b>3 区域のエネルギー消費量及び再生可能エネルギー導入ポテンシャル・導入量の比較（電気）</b> 7) 区域内のエネルギー消費量に対する再エネ導入ポテンシャル（電気） 8) 区域内の再エネ導入ポテンシャルと再エネ導入量（電気）
<b>自治体排出量カルテ② 活動量の現状把握</b> <b>○地方公共団体の活動量</b> 1) 部門・分野別指標の推移（廃棄物分野のみCO <sub>2</sub> 排出量の推移）	
<b>自治体排出量カルテ③ 特定事業所の温室効果ガス排出量の現状把握</b> <b>1 地方公共団体の特定事業所排出量</b> 1) 特定事業所の部門別排出量（令和2年度） 2) 特定事業所の部門別排出量の推移 3) 特定事業所のガス種別排出量（令和2年度） 4) 特定事業所のガス種別排出量の推移 5) 業種別の特定事業所の事業所数及び排出量（令和2年度） <b>2 地方公共団体の区域のCO<sub>2</sub>排出量との比較</b> 6) 区域のCO <sub>2</sub> 排出量の推移及び特定事業所排出量のカバー率の推移 <b>3 全国の1事業所当たりの排出傾向との比較</b> 7) 1事業所当たりの排出傾向（全国平均値との比較）（令和2年度）	※更なる詳細は自治体排出量カルテの説明資料（下記参照）をご覧ください。 <a href="https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/karte/karte_02.pdf">https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/karte/karte_02.pdf</a>

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)>

### (3) 自治体排出量カルテを活用した、排出量の分析

温室効果ガス排出量の現況推計を行う上では、単なる推計にとどまらず区域の排出量の特徴把握や、その要因分析が重要となります。その際、単に部門・分野の割合を把握するだけでなく、「区域の特徴」と合わせて検討することで、より有効な対策・立案につながる分析となります。

簡易版において、自治体排出量カルテを活用して現況推計を実施する自治体においては、以下の点に着目することが考えられます。

#### 1) 排出量の部門・分野別構成比

どの部門の排出量が大きいか、「区域の特徴」と合わせて検討することで、排出特性に応じた政策を講じることが可能になります。特に、排出量比率の大きな部門には、更なる排出削減の余地が残されている可能性があるため、その部門への施策を優先的に検討することが考えられます。

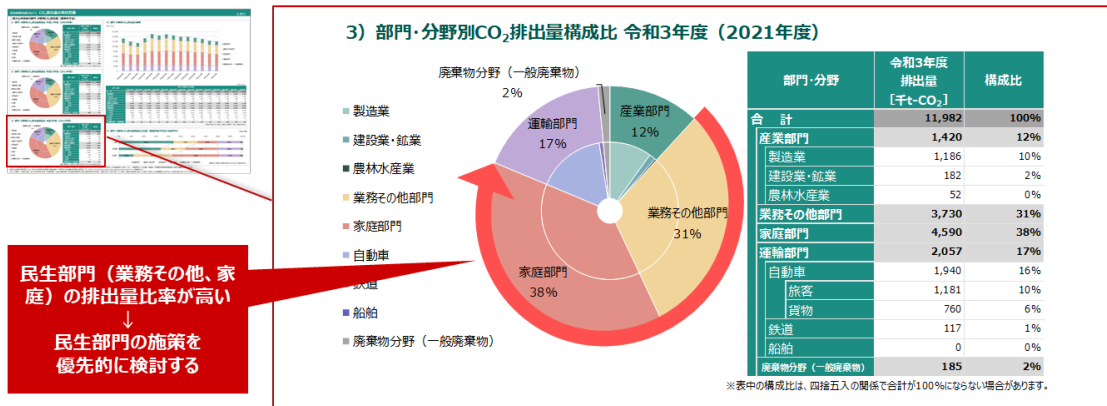


図 2-3 自治体排出量カルテによる排出量の部門・分野別構成比の分析

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)>

## 2) 部門・分野別の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の経年変化

直近年度だけでなく、排出量の経年推移を把握することで、今後排出量の増加が見込まれる部門を可視的に把握することができます。また、経年変化を把握する際は、地域の特徴として各部門の活動量（業務部門：従業員数、家庭部門：人口等）の変化と比較することで、排出量増減の要因の分析ができます。

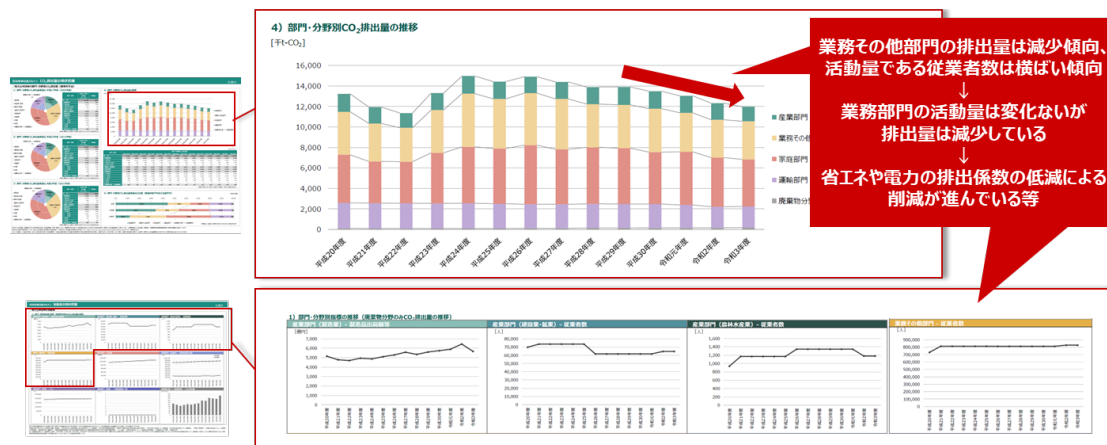


図 2-4 自治体排出量カルテによる温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の経年変化

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)>

## 2-3. 計画全体の目標

### 2-3-1. 区域施策編における目標の種類

区域施策編の目標としては、大別して、計画全体に係る目標と盛り込まれる対策・施策の目標という2種類のものが考えられます。

計画全体に係る目標としては、まず温室効果ガスの総量削減目標が考えられます。

また、計画全体に係る目標とは別に、盛り込まれる対策・施策ごとの目標も考えられます。対策・施策の目標については、「2-4-4.対策・施策の実施に関する目標」に記載します。

### 2-3-2. 総量削減目標

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定することが地球温暖化対策推進法に規定されており、2050年目標の設定に関しては、2050年カーボンニュートラルの達成を目標にすることが望まれます。また、当該目標の実現を見据えて、2030年度等の中期目標についても野心的な目標を設定することが推奨されます。

#### (1) 総量削減目標の設定方法

総量削減目標の設定方法は複数存在しますが、ここでは、特に初めて区域施策編を策定する地方公共団体が採用することが望ましい方法について、表2-2に示します。

表 2-2 総量削減目標の分類と概要

分類	設定方法	メリット	デメリット
地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法	地球温暖化対策計画の基準年度比目標（2030年度に2013年度比46%減）を踏まえて設定する。	・簡易に設定できる。	・区域の排出量の部門・分野構成比を反映できない。 ・国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・2030年度のBAUを反映できない
	地球温暖化対策計画の基準年度比部門・分野別の排出量の目安を踏まえて設定する。	・区域の部門・分野別の排出量の差異に対応できる。 ・簡易に設定できる。	・国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・2030年度のBAUを反映できない
都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法（市町村のみ）	都道府県の区域施策編の基準年度に対する目標年度の削減率、2030年度BAU比部門・分野別目標等を踏まえて設定する。（市町村のみ）	・簡易に設定できる。 ・都道府県と市区町村の産業構造等社会条件が類似している場合、より区域に即した目標となる。	・都道府県が独自に総量目標を設定している時のみ活用可能。 ・都道府県全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。

各目標値については、国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて設定することが考えられます。例えば、地球温暖化対策計画における部門別削減目標値（表2-3）を参考にし

つつ、各自治体の実態に合わせた削減率を設定することが考えられます。なお、区域の特徴ごとの排出削減目標の例について「参考資料」に整理しています。

表 2-3 地球温暖化対策計画における部門別削減目標値

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

<<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

## (2) 総量削減目標設定における留意点

部門別の削減目標や取組の検討は重要ですが、特に産業部門については、区域全体の排出量について特定の企業の排出が占める割合が極めて大きいなど、産業構造等を考慮すると野心的な削減目標等を検討することが難しいと考える地方公共団体がいることも想定されます。

産業部門の取り扱いについて、まず、区域施策編においては、地域の事業者の取組の促進を位置付けることとされているため、産業部門の取組を位置付けることも必要です。

ただし、大規模排出源となる事業所が区域内に存在し、当該事業所を所有する企業は、地方公共団体の区域によらず企業全体として、日本全国で2050年カーボンニュートラルを目指しているような場合も考えられます。また、特に中規模未満の地方公共団体等、地方公共団体の規模等によっては、それらの事業者の取組の促進や連携した取組が必ずしも容易でない場合もあると考えられます。

このような場合においては、当該事業者が事業者全体としてカーボンニュートラルの達成を目指すこととしていた場合に、実行計画の長期、中期目標等を検討する場合にはそれらの事業者の計画等に沿って削減が進んでいくことを前提とし、具体的な対策・施策については事業者の取組に委ね、地方公共団体としてはまずはその他の中小企業や住民をターゲットとした対策に特に注力する、あるいは地方公共団体として実施可能な事業環境の整備に



取り組むといった計画策定の仕方もあり得ます。なお、この場合、区域全体でフォローアップしていく温室効果ガスの排出の総量については、産業部門を含めすべての部門の状況を把握することが望ましいと考えられます。また、地域の事業者との連携のために、事業者と積極的なコミュニケーションを図っていくことが推奨されます。

## 2-4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

### 2-4-1. 対策・施策の位置付け

地球温暖化対策計画において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進するとされています。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指すとされています。

対策とは各主体（事業者や住民等）による温室効果ガス排出削減等のための行動（省エネルギーの導入等）、施策とは、地方公共団体が各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる措置（法制度、税制、補助金等）などを指します。対策・施策による効果は、温室効果ガス排出削減量として定量的に算定できることが最も望ましいです。しかし、対策・施策によっては、その削減効果の算定が難しい場合もあり、対策や施策それぞれについて、進捗管理のための指標を設けて定量的に評価することが、区域施策編の実効性を高めることとなります。

### 2-4-2. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策の立案

本項では、温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策の分類と、対策・施策の体系的整理について示します。

#### (1) 地球温暖化対策推進法に基づく施策の分類

地球温暖化対策推進法においては、区域施策編の施策として、表 2-4 に示す 4 つの事項を位置付けることとされています。本項目では、これらの事項ごとに地方公共団体が取り組むことが考えられる施策について記載します。なお、具体的な対策・施策の例は、区域施策編マニュアル（事例集）『3-1. 「対策・施策」の事例』をご参照ください。

表 2-4 温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項

温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項	対応する条項 (地球温暖化対策推進法)
①太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その地域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項(再生可能エネルギーの利用促進)	第 21 条第 3 項第 1 号
②その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその地域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項(事業者・住民の削減活動促進)	第 21 条第 3 項第 2 号
③都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項(地域環境の整備・改善)	第 21 条第 3 項第 3 号

④その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項(循環型社会の形成)	第21条第3項第4号
---	------------

1) 再生可能エネルギーの利用促進(地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号)

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠であり、また、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な脱炭素の国産エネルギー源です。

再生可能エネルギーには、地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー電力(太陽光、風力、地熱等)や再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)に加え、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用や、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、廃棄物処理に伴う廃熱の利用といったものが当てはまります。

都道府県及び市町村は、地域の自然的社会的条件や導入に係る経済性に配慮しながら、積極的に地域における再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組むべきです。

2) 事業者・住民の削減活動の促進(地球温暖化対策推進法第21条第3項第2号)

地球温暖化対策推進法第6条では、「国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。」とされています。具体的には、住宅等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入や、環境に優しい製品・サービスの利用などが挙げられます。

また、地球温暖化対策推進法第23条及び第24条においては、事業者に対して、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等」及び「日常生活における排出削減への寄与」という2つの努力義務が定められています。「排出削減等指針」は、これら2つの努力義務について、事業者が講ずべき措置を具体的に示したガイドラインとして国(主務大臣)が策定したものです。現在までに、「産業部門(製造業)」、「業務部門」、「廃棄物部門」、「上水道・工業用水道部門」、「下水道部門」及び「日常生活部門」の6つの分野で排出削減等指針が策定・公表されています。

地方公共団体は、排出削減等指針で示されたような分野について、事業者及び住民の削減活動を総合的に求めていくことが望まれます。しかしながら、地方公共団体や地域における制約等によって全てを検討することが困難な場合は、新築住宅や既存建築物の改修時のZEH・ZEB化の促進や建築物に対する高い省エネ基準の適合を求めること等を優先して実施することが望まれます。また、地方公共団体は区域における事業者でもあることから、公共施設やインフラ等の新築・更新時にZEB化を検討することや、施設の長寿命化等を目的

とした改修時に断熱改修等の省エネ改修を率先して実施することも望めます。

### 3) 地域環境の整備・改善（地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項第 3 号）

事業者や住民の対策を促進するため、行政が関与して地域環境を整備・改善することが重要です。

#### ① 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、CO<sub>2</sub>排出量に影響を与えます。一度整備されたこうした設備等が中長期的に残ることにより、社会経済構造が温室効果ガスを大量に排出する形で固定化(ロックイン)することが懸念されます。

地方公共団体は、従来の拡散型の都市構造を集約型に転換することを基本的な方針とし、将来の人口減少等を考慮して都市のコンパクト化（職住近接や集住化等）と公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化を通じた脱炭素化等による脱炭素型の都市・地域づくりを、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

#### ② 緑地の保全及び緑化の推進

森林等の土地利用においては、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や、枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量変化が起こり、CO<sub>2</sub>の吸収や排出が発生します。森林や都市緑地が吸収源として機能するために、適切な森林管理や都市緑化を推進する必要があります。

#### ③ 地区・街区単位の対策、エネルギーの面的利用

業務中心区域や中心市街地、工業団地等で近接して立地する複数の建物を、熱導管や自営線等のネットワークで連携し、エネルギーの面的利用を推進することで、エネルギー効率の向上や、災害時に停電が起こった場合でも、エネルギーを継続的に供給できる防災性の向上といった効果が期待できます。

### 4) 循環型社会の形成（地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項第 4 号）

我が国における循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る社会」（循環型社会形成推進基本法第 1 条）です。そして、この天然資源という言葉が指す資源という言葉には、化石燃料も当然含まれています。循環型社会の形成において、天然資源の消費の抑制を図ることは、脱炭素社会の実現にもつながります。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）では、目指すべき将来像や実施すべき取組が、7つの軸に沿って整理されています。これらの柱に沿って循環型社会の形成を進めることで、エネルギー起源・非エネルギー起源の排出量の削減が実現します。

## (2) 対策・施策の体系的整理

対策・施策の立案に当たっては、個々の施策を単に列挙・羅列するだけでなく、地方公共団体としての重点施策を明確にすることや、それぞれの施策がどのような役割を持ち、どのように関連しているかを可能な限り体系的に分かりやすく整理することが重要です。

施策体系は、地球温暖化対策推進法に基づく施策の分類に沿って作成する方法のほか、対策・施策の主体別に整理する方法、排出部門別に整理する方法などがあります。

主体別の整理は、住民、事業者、行政が何をすべきかが分かりやすいという利点がある一方で、削減目標との整合が図りづらいという点に留意する必要があります。部門別の整理は、削減目標との整合が図りやすいですが、対策・施策が全部門にわたって記載されることで記載箇所が分散するため、対策の実施主体にとって読みづらくなる可能性があります。

主体別・部門別の整理は、互いに読み替えが可能なため、対策・施策の説明は主体別に実施し、削減目標の検討に当たっては部門別に対策・施策を再整理した上で、対策削減量を集計するといった方法も考えられます。なお、この施策体系は一つの例であり、地方公共団体の特性を踏まえて、独自の体系的整理や施策が実施されることも、大いに歓迎されます。

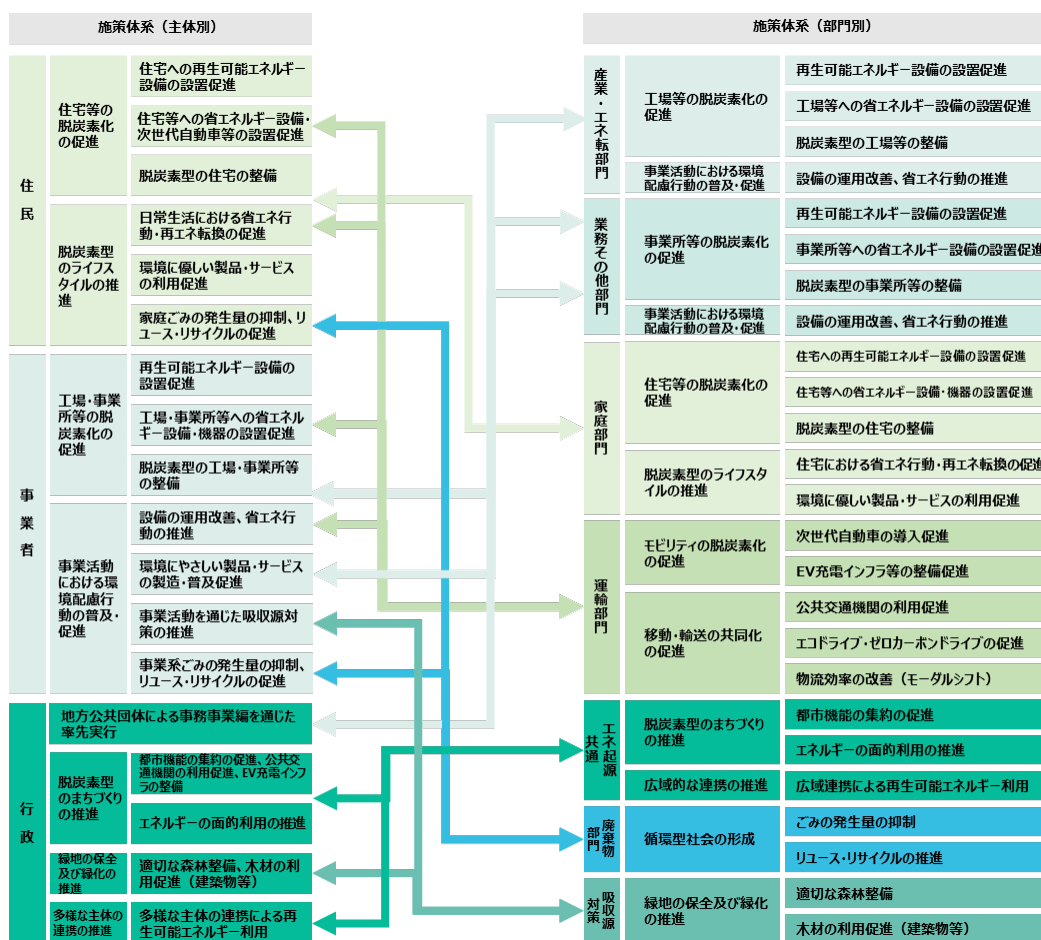


図 2-5 施策体系の例（主体別・部門別）

【コラム】実効性の高い対策・施策の立案と事例

地方公共団体実行計画における対策・施策は、温室効果ガス排出削減に資するだけでなく、地域経済の活性化や防災力向上といった、地域にメリットをもたらすものであり、また計画に位置づけるのみでなく、確実な実行が望まれます。「地域主導の再エネ・地域脱炭素に関する取組事例集」(2024年3月)では、地域が主体となって再エネのプロジェクト等を推進し、脱炭素のみならず地域に多様なメリットをもたらしている事例について調査し、事業の経緯、効果、ポイントなどをとりまとめています。



図 2-6 地域主導の再エネ・地域脱炭素に関する取組事例集

1) 住民に関する対策・施策

住民に関する対策・施策は、主に家庭部門での排出量削減が対象となりますが、移動に関するエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減は運輸部門、ごみの削減に関する非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減は廃棄物部門が対象になります。

表 2-5 住民に関する対策・施策と施策分類・部門の関係

		地球温暖化対策推進法に基づく施策分類				関係する排出部門
		再生可能エネルギーの利用推進	事業者・住民の削減活動の促進	地域環境の整備・改善	循環型社会の形成	
住宅等の脱炭素化の促進	住宅への再生可能エネルギー設備の設置促進	●	—	—	—	家庭部門
	住宅等への省エネルギー設備・次世代自動車等の設置促進	—	●	●	—	家庭、運輸部門
	脱炭素型の住宅の整備	●	●	●	—	家庭部門
脱炭素型のライフ	日常生活における省エネ行動・再エネ転換の促進	●	●	●	—	家庭部門

スタイル の推進	環境に優しい製品・サービスの利用促進	—	●	—	●	家庭、運輸 部門
	家庭ごみの発生量の抑制、リユース・リサイクルの促進	—	●	—	●	廃棄物部門

### 住宅等の脱炭素化の促進

#### a) 住宅への再生可能エネルギー設備の設置促進

戸建て住宅等の屋根に太陽光発電設備や太陽熱利用設備を導入して、住宅で消費するエネルギーを再生可能エネルギーで代替します。政府実行計画においても、2030年度には設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を整備することを目指すとされています。

再生可能エネルギー設備の導入に当たっては、自ら設置する方法のほかに、電力販売契約（PPAモデル<sup>2</sup>）を利用する方法などがあります。

再生可能エネルギー設備の導入に当たって、地方公共団体が独自に、設備導入に関する補助事業を実施することも考えられます。また、太陽光発電設備や蓄電池等の購入を希望する区域内の需要家を取りまとめ、地方公共団体が共同購入者として設備を一括調達することで、規模の経済が働き、調達コストを抑える共同購入事業を実施している地方公共団体の事例もあります。

また、住宅用太陽光発電で発電した電気的环境価値を証書化し、クレジットとして県内の事業者売却することで、域内の経済循環を促している事例もあります。

#### PPAモデルについて

近年災害の激甚化や停電によって需要家のレジリエンスに対するニーズが高くなっていること、また系統制約について留意しながらも、再生可能エネルギーの導入を拡大していく必要があることなどから、需要家に対して自家消費型太陽光発電の導入を促進する取組が有効と考えられます。

近年、PPAモデルと呼ばれる初期費用負担なしで太陽光発電や蓄電池設備を導入するサービスが増加していますが、このようなPPAモデルの積極活用を促す広報や地域の優良施工業者を地方公共団体のHP上でリスト化して公表する事例も見られます。PPAモデルの活用等による自家消費型の太陽光発電設備の導入を拡大させることにより、災害時などにおけるレジリエンスの強化や系統負荷の低減等を期待することもできます。

<sup>2</sup> PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）モデル：発電事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式。本マニュアルでは、事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者を支払うビジネスモデル等を想定しています。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

#### b) 住宅等への省エネルギー設備・次世代自動車等の設置促進

住宅で使用する家電製品等について、高効率な設備・機器を導入することで、CO<sub>2</sub>排出量の削減を促進します。

上記の施策に関連して、住民に対して省エネ性能の高い機器の普及を促進する制度としては、家電製品や自動車などの機器の省エネルギー基準を、それぞれの機器において、現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にする「トップランナー制度」が存在します。トップランナー基準を満たしている製品には、省エネルギーラベルが付与され、消費者等が省エネ性能の高い製品を選択する際の目安となります。

自動車に代表される車両の脱炭素化に向けた取組を図ることが考えられます。例えば、地域の住民に対して次世代自動車（EV、PHEV、HEV、FCV<sup>3</sup>）の購入促進施策を講じるといった方法が考えられます。具体的には、補助事業や、公共充電インフラの整備や家庭用充電器の普及促進策を通じて、区域における次世代自動車の普及を図ります。

#### c) 脱炭素型の住宅の整備

住宅については、高い省エネ性能を有する ZEH<sup>4</sup>導入を推進することで、長期間にわたって脱炭素の恩恵を享受できるだけでなく、断熱性の改善等によって住民の光熱費削減や健康・生活面でのメリットを享受できることから積極的に講じることが推奨されます。

新築住宅に対しては、ZEH 化の普及啓発だけにとどまらず、地域金融機関や住宅メーカーとも連携して高い省エネ基準に適合した住宅に対する税制・金融面での優遇措置を検討することも考えられます。既築住宅に対しては、断熱改修などの省エネ性能向上を支援するとともに、ZEH 化についても検討することが望まれます。

その他にも、HEMS（Home Energy Management System）や蓄電池等、住宅の脱炭素化に資する設備の導入を推進することが望まれます。

これらの取組の実施に当たっては、関連省庁が提供する情報サイトや民間事業者のビジネスをうまく活用することが考えられます。例えば、資源エネルギー庁では「省エネポータルサイト<sup>5</sup>」を通じて、省エネ住宅や ZEH 等に関する普及啓発を実施しており、ZEH 普及の事業目標を掲げている「ZEH ビルダー」の紹介や ZEH 関連の補助事業を実施しています。

戸建住宅が多い地域であれば ZEH に対する施策を重点的に実施し、集合住宅が多い地域では ZEH-M（ゼッチ・マンション）に関する施策を実施するなど、区域の特徴を踏まえて

---

<sup>3</sup> 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、電気式ハイブリッド車（HEV）、燃料電池自動車（FCV）の略のこと。

<sup>4</sup> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（net Zero Energy House）：住宅内で消費するエネルギー以上にエネルギーを作り出すことにより、エネルギー収支をゼロ以下にする家のこと。

<sup>5</sup> 資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

<[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html#general-section](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#general-section)>



検討することが重要です。

### 脱炭素型のライフスタイルの推進

#### a) 日常生活における省エネ行動・再エネ転換の促進

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅な CO<sub>2</sub> 削減が求められます。国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を後押しするため、令和4年より、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」が開始されています。こうした取組の普及・啓発を通じて住民の省エネ行動等を促進していくことが重要です。

再エネ転換の促進については、再エネ電力メニューへの切替えに関する情報提供等を通じて、脱炭素な電気への移行を促すことが望まれます。特に、低圧の需要家（家庭）については、再生可能エネルギーに対するニーズがどの程度あるかの把握が難しいことから、実態調査の実施や、その結果に応じた情報提供等の実施等により、区域における電力の脱炭素化の促進を行うことが期待されます。

その他にも、エコドライブの推進・普及啓発、集合住宅等への宅配ボックス等の設置による再配達削減施策等が考えられます。

#### b) 環境に優しい製品・サービスの利用促進

省エネ行動以外の取組として、需要家の行動変容を促す施策が考えられます。ここでの行動変容とは、行動科学の理論に基づき、人々における省エネや脱炭素なライフスタイルの選択等を後押しすることを指します。例えば、働き方改革の一環としてのテレワークやワーケーションの推奨など、様々な部門・分野にまたがる対策を講じることが考えられます。教育や広報等を通じた普及啓発や、経済的インセンティブの付与等によって、人々の行動を変容していくことが望まれます。

#### c) 家庭ごみの発生量の抑制、リユース・リサイクルの促進

廃棄物の削減を促す施策として、4R（発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle））の推進が考えられます。

住民が日常生活の中で実施する対策としては、マイバックの利用、食品ロスの削減、廃プラスチックの削減などが挙げられます。また、シェアリングサービス等の利用によって、モノを所有せずに暮らすライフスタイルが普及することは、製造量の削減につながり、長い目でみればごみの発生量の抑制につながることから、こうした行動変容を促していくことが望まれます。

## 2) 事業者に関する対策・施策

事業者に関する対策・施策は、主に産業部門（製造業等）、業務部門（サービス業等）での排出量削減が対象となりますが、移動に関するエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減は運輸

部門、ごみの削減に関する非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減は廃棄物部門が対象になります。また、エネルギー供給事業者の自家消費に係る対策は、エネルギー転換部門の削減に寄与します。

表 2-6 事業者に関する対策・施策と施策分類・部門の関係

		地球温暖化対策推進法に基づく施策分類				関係する 排出部門
		再生可能エネルギーの利用推進	事業者・住民の削減活動の促進	地域環境の整備・改善	循環型社会の形成	
工場・事業所等の脱炭素化の促進	再生可能エネルギー設備の設置促進	●	—	—	—	産業、業務部門
	工場・事業所等への省エネルギー設備・機器の設置促進	—	●	●	—	産業、業務、運輸、エネ転部門
	脱炭素型の工場・事業所等の整備	●	●	●	—	産業、業務部門
事業活動における環境配慮行動の普及・促進	設備の運用改善、省エネ行動の推進	●	●	●	—	産業、業務、運輸部門
	環境にやさしい製品・サービスの製造・普及促進	—	●	—	●	家庭、業務、運輸部門
	事業活動を通じた吸収源対策の推進	—	—	●	—	吸収源対策
	事業系ごみの発生量の抑制、リユース・リサイクルの促進	—	●	—	●	廃棄物部門

工場・事業所等の脱炭素化の促進

a) 再生可能エネルギー設備の設置促進

再生可能エネルギーの利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となります。

再生可能エネルギーの調達手法は、自ら再エネ設備を設置して施設で消費する方法（自家消費）と、小売電気事業者等を介して間接的に調達する方法の2種類に分かれます。

自家消費については、自家消費型太陽光発電の導入を促進する取組が有効と考えられます。初期費用負担なしで太陽光発電や蓄電池設備を導入するサービスとして、近年 PPA モデルと呼ばれるサービスも増加しています。

小売電気事業者への働きかけとしては、区域に供給している小売電気事業者の電源調達の特性や再生可能エネルギー導入への取組状況、地域における再生可能エネルギー普及への貢献を把握し、評価することが有効と考えられます。

再生可能エネルギー等を地域へ導入していくに当たっては、地域の新電力や事業者、金融機関を事業に巻き込むことで地域にエネルギー収入を還流させ、その利益を使って関連インフラ・設備の維持管理や地域の雇用を生み出すなど、地域に裨益するエネルギー事業の構

築を検討することが重要です。このような取組を行う一つの方策として、地球温暖化対策推進法に新たに位置付けられた、地域脱炭素化促進事業が挙げられます。事業者にとっては、事業候補地における配慮・調整が必要な事項の見える化や、関係許可等手続きのワンストップ化などのメリットがあります。(詳細は、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)をご覧ください。)

再生可能エネルギーの中でも、特にバイオマスエネルギーについては、資源調達から需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となります。都道府県及び市町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待されます。

加えて、都道府県及び市町村は、再エネ事業に関するコスト低減や投資促進に向けて、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再エネ事業への出資等の金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待されます。

#### b) 工場・事業所等への省エネルギー型設備・機器の設置促進

地球温暖化対策計画において、国は排出削減等指針について、経済的に利用可能な最善の技術(BAT: Best Available Technology)等の技術動向等を踏まえ、エネルギーの脱炭素化に向けた選択を行うことなど取組を含む対策メニューの拡充を図るとともに、未策定の分野については、できるだけ早期に策定・公表することとしています。

これを踏まえ、地域の事業者等が事業の用に供する設備について、排出削減等指針に基づくBATの導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診に加えて、ヒートポンプ式給湯器や燃料電池、コージェネレーション、EV等の、需要側で柔軟性(ディマンドサイドフレキシビリティ)を発揮する設備の導入や、高い省エネ性能を持つ設備機器等の導入、それぞれの需要家に対応したエネルギーマネジメントシステム(BEMS(BEMS: Building and Energy Management System)、工場用のFEMS(FEMS: Factory Energy Management System)等)やシステムに関連するICT等の整備を促進していくことが期待されます。さらに、これらの設備が太陽光発電等の発電量に合わせて需給調整に活用されること(電気・熱・移動のセクターカップリング<sup>6</sup>)についても、併せて促進していくことが期待されます。

#### c) 脱炭素型の工場・事業所等の整備

建築物については、省エネ性能の低い建築物が固定化(ロックイン)することを防ぐのみな

---

<sup>6</sup> セクターカップリング: セクターとは、電力、熱、輸送といった、エネルギーの利用形態でみた大きな分野の括りをいう。それぞれのセクターが連携し、再生可能エネルギー電力を最大限生かしたうえで、エネルギーの需要と供給全体を最適化することをいう。

らず、従業員等の健康増進・暮らしの質の向上と入った観点から、ZEB 化や改修による省エネ性能の向上を促すための広報・普及啓発を行うことが考えられます。

#### 事業活動における環境配慮行動の普及・促進

##### a) 設備の運用改善、省エネ行動の推進

「需要家による脱炭素な電気の選択の促進」（需要家に対する働きかけ）としては、近年の企業による再生可能エネルギー導入拡大の意識の高まり等を受け、特高・高圧の需要家を中心に、脱炭素エネルギーに対するニーズが高まっていることから、脱炭素電力メニューを扱う小売電気事業者の情報提供を行うことや、地球温暖化対策計画書制度を実施している都道府県や市町村においては、脱炭素エネルギーを利用する場合に評価する仕組みを導入することが有効と考えられます。

近年、脱炭素化への関心の高まりによって再生可能エネルギー電気の導入ニーズが高まっています。再生可能エネルギー電気への切替えを希望する事業者に対して再生可能エネルギー電力メニューを提供する小売電気事業者の一覧表を紹介する等の普及・啓発活動が考えられます。また、地域に地方公共団体出資等の地域新電力がある場合は、地域新電力が提供する再生可能エネルギー電力メニューへの切替えを促すことも考えられます。

##### b) 環境にやさしい製品・サービスの製造・普及促進

事業活動においては、自社の排出量の削減のみならず、提供する製品・サービスの消費者の利用を通じて消費者の排出量を削減させることも重要です。

地球温暖化対策計画においても、国は一人一人のライフスタイルの脱炭素化に資するよう、国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造・提供等に当たって、事業者が講ずべき措置について、更なる拡充を図ることとしています。

国民が日常生活において利用する製品・サービスとして、具体的には「食」、「移動」、「住居」で利用する製品が一例として挙げられます。例えば「食」では、消費期限に応じた値引きなど、食費ロスの削減につながる取組や、菜食・代替肉などカーボンフットプリントの少ない製品・メニューの開発を促すことなどが考えられます。「移動」では、テレワークを推進するための普及啓発・支援や、ライドシェアリング・カーシェアリングなどのサービスに対する支援を行うことが考えられます。「住居」では、建築物の供給者である地域の設計・建材・住宅・住設メーカー等に対して研修・普及啓発等を行うことで、高気密・高断熱な高い省エネ性能を持つ住宅の供給を促すことが有効です。

##### c) 事業活動を通じた吸収源対策の推進

吸収源対策については、二酸化炭素の吸収源としての機能を持つ森林を適切に管理・維持

することがまず考えられます。事業者においては、所有する森林等において適切な林業施業（更新、保育、間伐、主伐等）を実施することや、間伐・主伐によって生み出された木材を適切に利用することが重要です。（詳細は、(2)3)「緑地の保全及び緑化の推進」 a) 適切な森林整備、木材の利用促進（建築物等）を参照。）

森林以外の吸収源対策としては、農地土壌吸収源対策の推進などがあります。農地においては、我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土づくりの一環として行う土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用やバイオ炭の施用等により増大することが確認されていることから、農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業の推進が、吸収源対策としても機能します。

こうした吸収源対策の取組は、J-クレジットを始めとするカーボン・クレジット制度によって、経済価値として売却することも考えられます。

#### d) 事業系ごみの発生量の抑制、リユース・リサイクルの促進

産業廃棄物の削減に向けても、4R（発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle））の推進や、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、プラスチックごみの排出抑制・リサイクルを徹底することが想定されます。

事業者が実施する対策としては、食品廃棄物の削減や製品製造の過程で発生するごみの削減などが挙げられます。また、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けて、製品修理による延命化や製品の耐久性向上、リサイクル率の向上、バイオマス由来素材を用いた製品開発等を推進していくことが望まれます。

### 3) 行政に関する対策・施策

地方公共団体は区域における事業者でもあることから、関係する排出部門は主に業務部門となります。その他、公用車や公共施設については運輸部門、廃棄物処理施設については廃棄物部門が関係します。

表 2-7 行政に関する対策・施策と施策分類・部門の関係

	地球温暖化対策推進法に基づく施策分類				関係する排出部門
	再生可能エネルギーの利用推進	事業者・住民の削減活動の促進	地域環境の整備・改善	循環型社会の形成	
地方公共団体による事務事業編を通じた率先実行	●	●	●	●	業務、運輸、廃棄物部門
脱炭素型のまちづくりの推進	—	●	●	—	業務、運輸部門
	●	●	●	—	家庭、業務部門

緑地の保全及び緑化の推進	適切な森林整備、木材の利用促進（建築物等）	—	—	●	—	吸収源対策
多様な主体の連携の推進	多様な主体の連携による再生可能エネルギー利用	●	●	●	●	業務、廃棄物部門等

#### 地方公共団体による事務事業編を通じた率先実行

地方公共団体が、区域の住民や事業者に率先して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に取り組むとともに、その措置の状況等を成果として可視化し、効果的に発信することが重要です。

具体的には、公共施設やインフラ等の新築・更新時に ZEB 化を検討することや、施設の長寿命化等を目的とした改修時の断熱改修等の省エネ改修の検討、庁舎や公共施設等（遊休地・遊休施設を含む）での再生可能エネルギー設備導入の取組等を率先して実施することが望まれます。

#### 脱炭素型のまちづくりの推進

##### a) 都市機能の集約の促進

交通・土地利用に関する脱炭素化においては、都市構造を集約型（コンパクトシティ）に転換していくことを基本的な方向とします。都市のコンパクト化（職住近接や集住化等）、公共交通網の再構築、ウォークアブルな交通網の整備、地域の再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティの構築等の広域的な取組など、地方公共団体が中心となって進める取組が強く期待されます。

こうした施策を実施する上では、脱炭素型の都市・地域づくりを総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。例えば、少子高齢化や過疎化等の課題が顕在化し、住民の移動に支障が生じることや空き家の増加が見込まれる場合は、都市計画等の関連する行政計画と連動して都市構造を集約化して住民の公共交通網へのアクセスを改善するなどの対策を講じ職住近接や集住化を促すことで、脱炭素化の実現のみならず、地域課題の解決にも貢献します。

脱炭素型のまちづくりの推進に当たっては、総合計画や都市計画、農業振興地域整備計画、立地適正化計画、気候変動適応計画、低炭素まちづくり計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画等の温室効果ガスの排出の削減等と関係を有する施策とも、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の削減等が行われるよう配慮すべきです。

加えて、こうした取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が脱炭素化の担い手となるよう促すことが重要となります。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等を始めとする民間団体の活動支援等の地域に密着した施策を進めることが期待されます。

## b) 公共交通機関の利用促進、EV 充電インフラの整備

公共交通機関の利用促進に当たっては、地域によって住民・事業者の交通手段が異なることから、区域の特徴を踏まえて施策を組み合わせる実施していくことが重要です。例えば、マイカーによる通勤・通学が多い地域では区域全体で公共交通網の利用促進を促すことは短期的には困難であることから、駅前や中心市街地等のエリア・ゾーンに限って公共交通網の利用促進を促し、それ以外については充電インフラの整備を含めた車両の脱炭素化・電動化の取組を集中的に推進することが考えられます。一方で、都市部の公共交通の利用が多い地域においては、公共交通網の利用促進を第一としつつも、カバーしきれない範囲を徒歩や自転車、カーシェアリング等の活用を促すことで移動の脱炭素化を促す施策を優先することも考えられます。そのほか、空港や港湾などの脱炭素化の取組を推進することで、移動や輸送に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を削減することも考えられます。

## c) エネルギーの面的利用の推進

都市のコンパクト化等のまちづくりの推進や公共施設の再編等と合わせて、地域熱供給システムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期待されます。

地域で生みだされた再生可能エネルギー電気や再生可能エネルギー熱を、地域で利活用することも重要です。例えば、再生可能エネルギー熱を利用した地域熱供給事業の実施により、区域内の熱需要を脱炭素化することができます。また、地方公共団体出資の地域新電力等と連携して、地域の再生可能エネルギー発電所で発電した電気を利用した再生可能エネルギー電カメニューを提供することで、地域で生みだされた電気を地域で消費し、区域内のエネルギー由来二酸化炭素の排出量削減にも寄与します。

このようにエネルギー供給側とエネルギー需要側が一体となって連携した取組を行うための方法として、地域エネルギーマネジメントシステム（CEMS :Community Energy Management System）の導入・活用を通じた地域における需給調整やスマートコミュニティの実現等が考えられます。

## 緑地の保全及び緑化の推進

### a) 適切な森林整備、木材の利用促進（建築物等）

吸収源については、二酸化炭素の吸収源としての機能を持つ森林を適切に管理・維持することが重要であり、適切な森林施業（更新、保育、間伐、主伐等）が行われるように、その基礎となる森林データの整備や、維持管理のための施策を講じることが考えられます。また、都道府県及び市町村へ譲与される森林環境譲与税を活用して、吸収源以外の公益的機能（水源かん養、土砂流出防止等）の維持と一体的に森林管理を講じることが望まれます。

間伐・主伐によって生み出された木材を適切に利用することも重要です。木材は大気中の CO<sub>2</sub> を大量に固定していることから、例えば建材として中長期にわたって利用すること

で都市・地域の中で CO<sub>2</sub> を固定することができます。したがって、都道府県や市町村で生産された木材を地域の中で、建材として積極活用し、建築物の ZEH・ZEB 化の取組と併せて一体的な建築部門の取組を講じることも考えられます。

森林以外の吸収源対策としては、農地土壌吸収源対策、都市緑化の推進などがあります。農地においては、我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土づくりの一環として行う土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用やバイオ炭の施用等により増大することが確認されていることから、農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業の推進が、吸収源対策としても機能します。都市緑地においては、「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等の推進、緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO 等の幅広い主体による緑化の推進に関する施策を講ずることが考えられます。

#### 多様な主体の連携の推進

##### a) 多様な主体の連携による再生可能エネルギー利用

地域に再生可能エネルギー資源がほとんど存在しない都市部においては、ポテンシャルを可能な限り活用しつつ、再生可能エネルギーポテンシャルが高い地域と連携し、再生可能エネルギーを地域の外から調達することが考えられます。

地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにし得るものとなります。地方公共団体は、地域に貢献する形で再生可能エネルギーの普及を発電事業者に対し求めていくことが望まれます。これらの取組を推進していく上で、地球温暖化対策推進法により新たに位置付けられた、地域脱炭素化促進事業の制度を活用していくことが期待されます。(詳細は、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)をご覧ください。)

### 2-4-3. 幅広い地方公共団体において実施されることが期待される施策

本項目では、区域施策編の策定が努力義務となる幅広い市町村において実施されることが期待され、特に小規模な地方公共団体においてまず注力して検討し、取り組むことを推奨する施策として、「地域に裨益する再エネ事業の推進」「持続可能なまちづくりのための公共施設等の脱炭素化」「住民・中小規模の事業者の取組促進」について紹介します。

#### 1) 地域に裨益する再エネ事業の推進

地域資源である再生可能エネルギー等の導入は、その手法によって、地域におけるエネルギー収支を改善することができるなど、地域の経済・社会的課題の解決に貢献することが可能となる分野です。

例えば、地域の様々な事業者や地域金融機関等の主体が再エネ事業に参画することによ



り、地域における新たな産業の創出につながることを期待されます。再エネ事業によって得られた収益等の一部を活用することで、新たな再生可能エネルギー・省エネ設備等への投資や、地域の社会課題を解決するサービスの実施なども可能となります。また、住民等の地域の関係者が地域におけるオーナーシップを発揮し、地域における再エネ事業の実施主体、あるいは出資者となることで、地域に利益がより一層還元される可能性もあります。

さらに、事業の実施主体が地域外の企業等である場合でも、それらの主体と連携・協力し、地元雇用の創出や地域への技術・ノウハウの提供を受ける、あるいはその他の地域課題の解決に資する取組を連携して実施するといったことも考えられます。

なお、特に地域新電力については、地域の需要家に対して再生可能エネルギー電気の地域供給等を行う主体として各地で設立、運営がなされており、地域の脱炭素化に関する様々な事業を担い、知見・ノウハウを蓄積しながら、持続可能な地域づくりを主導する主体として期待されます。

いずれにせよ、地域内外の様々な関係主体を巻き込んで、地域の環境保全に適切に配慮し、地域の経済・社会的課題にも貢献する再エネ事業を増やしていくことが重要です。このような取組を推進する上で、地域脱炭素化促進事業の制度を活用していくことが期待されます（詳細は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）をご覧ください。）。

#### 📌 再生可能エネルギーの導入と自然環境の保全について

再生可能エネルギーの導入に関しては、景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害といった様々な懸念や問題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮が必要となっています。一方、気候変動の進行そのものが生物多様性の損失や気象災害の増加につながるものであり、自然環境の保全を図りつつ、最大限の再生可能エネルギー導入に取り組むことが重要です。

#### 2) 持続可能なまちづくりのための公共施設等の脱炭素化

持続的なまちづくりのためには、全ての分野で総合的な施策・対策を講じることが望ましいですが、地方公共団体や地域における制約等によって全てを検討することが困難な場合は、新築住宅や既存建築物の改修時の ZEH・ZEB 化の促進や建築物に対する高い省エネ基準の適合を求めること等を優先して実施することが望まれます。脱炭素化に適しない躯体が一度建築されると、長期間にわたって固定化（ロックイン）され、2030 年の中期目標だけではなく、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた影響が生じることが考えられることから、特に新築住宅・新築建築物についての対策が重要となります。中でも、地方公共団体が率先して地球温暖化対策の取組を実施する観点から、地方公共団体が所有する公共施設における脱炭素化を進めることが望まれます。

公共施設は区域の一部を構成する主要な建築物でもあることから、公共施設の脱炭素化は、単にその施設のみへの対策を重視するのではなく、脱炭素型のまちづくり、コンパクトシティの形成、持続可能なインフラの在り方といった観点から検討することが必要です。

具体的には、区域の長期的なまちづくりの在り方も踏まえ、施設等の立地、施設の形状、施設のエネルギー性能（断熱性、気密性、換気・通風設備、再生可能エネルギー熱、再生可能エネルギー電気といった順）について取り得る施策を総合的に検討した上で、予算措置等の制約を受ける場合はこのような優先順位で措置を検討・実施することが重要です。このため、事務事業編との一体的な検討や、公共施設等総合管理計画・個別施設計画との連携が求められます。具体的な取組の検討に当たっては、政府実行計画に位置付けられた取組も参照する必要があります。地方公共団体が運営する公営住宅についても、施設等の新築・更新・改修時に ZEH 化を率先して検討することが望まれます。

なお、併せて、建築物の設計の早期段階から、設備のエネルギー効率も考慮することも重要です。また、施設に設置する再生可能エネルギー設備、例えば屋根置き太陽光発電などは、発電された電力をその施設で利用し温室効果ガスの排出量の削減を図るだけでなく、外部へ再生可能エネルギーを供給することで社会全体の温室効果ガスの排出量の削減に効果があるといった観点も踏まえ検討するべきです。

都市・地域構造や交通システムの在り方は、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に CO<sub>2</sub> 排出量に影響を与え続けることから、2030 年の中期目標の実現だけでなく、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて優先して検討することが必要な分野であり、また、持続可能な地域づくりという観点からも、積極的な検討が望まれます。公共施設等の脱炭素化は、このような取組を行う上で地方公共団体が率先して実現できると考えられる分野であり、積極的に検討を進めていくことが重要です。

### 3) 住民・中小規模の事業者の取組促進

区域の住民・中小規模の事業者に対する取組は様々なものが想定されますが、ここでは、区域の住民・中小規模の事業者に脱炭素化の行動・アクションをとってもらうための取組を挙げます。特に、住民に対しては、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動とメリットを、再生可能エネルギー電気の購入、住居の断熱性・気密性向上、省エネ家電の導入、ゼロカーボン・ドライブといった切り口で、国が最新の知見を基に整理した「ゼロカーボンアクション」を踏まえつつ、発信することが考えられます。

中小規模の事業者は、大規模事業者と比較して脱炭素化に関わる人材、ノウハウや資金面で課題を抱えている事業者が多くなっています。これらの事業者に対しては、地方公共団体が積極的に情報発信を行い、支援を行うことが望まれます。例えば、建築物に対しては、建物の更新時等に脱炭素化を積極的に検討するよう、ZEB 化や屋根置き自家消費型太陽光発電の導入などについて、普及啓発を実施することが考えられます。

普及啓発のための情報発信に当たっては、資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト<sup>7</sup>」など、関連省庁が提供する情報サイトや民間事業者のビジネスをうまく活用することが考えられます。また、PPA モデルによる太陽光発電設備等の積極的な導入を促す施策や地域の優良施工事業者を地方公共団体の HP 上でリスト化して公表する事例も見られます。ほかにも、地方公共団体が共同購入者として設備を一括調達する施策の展開も考えられます。

#### 2-4-4. 対策・施策の実施に関する目標

区域施策編には、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に加えて、それらの施策の実施に関する目標も定めることとされています。

この目標については、可能な限り温室効果ガスの削減効果に関する定量的な目標とすることが望ましい一方で、すべての施策について、そのように目標設定することは必ずしも容易ではありません。そのような場合には、ほかのなるべく定量的な目標（再生可能エネルギー設備導入補助による発電設備容量など）を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用することができます。

---

<sup>7</sup> 資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

<[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html#general-section](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#general-section)>

また、対策・施策の目標の検討に当たっては、なるべく野心的な目標を設定することが重要です。

(1) 目標についての全体的な検討方法

一般的に取得可能な統計情報や先進的な地方公共団体における目標の進捗管理方法等を整理し、地方公共団体において比較的容易に活用できる実施方法を表 2-8 に示します。公共交通機関や循環型社会に関する取組など、他の政策分野の計画に位置付けられていることが想定される施策の目標については、それらの目標を引用するなど、柔軟な対応をすることが望ましいです。なお、地球温暖化対策計画には、対策・施策ごとの削減量（指標）が示されており、参考として用いることが可能です。

表 2-8 対策・施策についての全体的な検討方法

項目	検討方針
対策・施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく野心的な目標を設定</li> <li>進捗管理の際に目標と実績を比較・検証し、その結果から得られた知見に基づき次年度の施策・予算に反映</li> </ul>
目標設定・進捗管理の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に取得可能な統計情報の整理や先進的な地方公共団体における目標の進捗管理方法等を参考に検討</li> </ul>
他の政策分野の施策目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の政策分野の計画に位置付けられていることが想定される施策の目標については、それらの目標を引用し柔軟に対応（例：公共交通機関や、循環型社会に関する取組など）</li> </ul>

(2) 施策の実施に関する目標として掲げる項目例

施策ごとの目標例として考えられる内容を表 2-9 に示します。なお、地方公共団体における施策の実施に関する目標設定の例について「参考資料」に整理しています。

表 2-9 施策の実施に関する目標として掲げる項目例

部門	施策例	目標として掲げる項目例
産業・業務その他部門	事業者計画書制度の活用	大規模排出事業者の温室効果ガス排出量
	公共施設における脱炭素電力の選択（地方公共団体による率的取組）	公共施設全体の電力排出係数
	企業の省エネ取組への技術支援・認証等	環境マネジメントシステム登録事業者数
	環境保全活動（省エネ行動）表彰制度	表彰制度応募団体数
	エネルギーマネジメントシステムの普及促進	BEMS、FEMS 等普及率
	省エネ診断	省エネ診断実施件数
	設備導入補助	再生可能エネルギーによる発電設備容量
家庭部門	建築物計画書制度	省エネ基準適合の建築数
	家庭の省エネ診断	家庭の省エネ診断実施件数
	屋根貸し事業	太陽光発電・太陽熱利用設備設置世帯

部門	施策例	目標として掲げる項目例
		数
	建築物計画書制度	長期優良住宅認定総件数
	脱炭素型住宅（断熱等）の情報啓発、性能表示	脱炭素型住宅の性能表示数
運輸部門	エコドライブ講習の実施	エコドライブ講習会修了者数
	次世代自動車の普及促進	次世代自動車普及割合
	個人車両より公共交通利用を促進する街づくり政策の導入、誘導	公共交通利用者数
廃棄物分野	廃棄物発生抑制	廃棄物発生量
	廃棄物資源化の促進	廃棄物のリサイクル率
吸収源	森林経営活動の促進	育成林における森林経営活動の実施された面積
	植林活動の促進	植林活動の実施された面積
部門・分野横断	環境教育・人材育成	環境講座実施件数
	地球温暖化対策に関する普及啓発	地球温暖化対策に関する地域イベント開催回数

### (3) 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

環境省再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]<sup>8</sup>では、地域脱炭素化促進支援メニューとして、地方公共団体実行計画や再生可能エネルギー関連計画等を策定する際に参考となる情報や有用なツール（促進区域検討支援ツール、再エネ目標設定支援ツール、自治体再エネ情報カルテ）を提供しています。再エネ導入目標設定は様々な手法で検討することができますが、まず簡易的な手法として、再エネ目標設定支援ツールを活用することが考えられます。

REPOS から再エネ目標設定支援ツールを選択すると、都道府県又は市町村別のエクセルをダウンロードすることができます。エクセルは4つのシートで構成されており、再エネ目標検討シート、必要に応じて（参考）促進区域検討支援ツールを利用した導入見込み量の整理シート（促進区域検討支援ツールとの連携シート）を入力することで再エネ導入目標を設定することができます。

一方、再エネ導入目標を設定する際は実現可能性や事業の優先度も考慮する必要があること、REPOS は熱需要に対応していないことに留意する必要があります。

<sup>8</sup> 環境省「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]」

<<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>>

表 2-10 目標設定支援ツールの構成

シート	内容
①はじめに	ツールの概要と各シートの説明を記載しています。本ツールで使用している情報の出典情報等も記載しています。
②再エネ目標検討シート (検討シート)	導入見込み量を検討するシートです。電気使用量に対する再エネ導入量の比率や導入ポテンシャルを確認しながら、目標年度までの導入見込み量を検討することができます。
③再エネ目標まとめシート (まとめシート)	検討シートで検討した導入見込み量に基づいて、目標年度における再エネ導入量及び関連する指標をまとめたシートです。検討した再エネの目標の概要資料として活用することができます。
④(参考)促進区域検討支援 ツールを利用した導入見込み 量の整理シート (促進区域検 討支援ツールとの連携シート)	導入が期待されるエリアでの導入見込み量を整理するシートです。促進区域検討支援ツールを利用することで、導入ポテンシャルや環境配慮情報等から導入が期待されるエリアを絞り込み、そのエリア内の導入見込み量を把握することができます。

### 3. 区域施策編の公表・進捗管理・見直し

#### (1) 区域施策編の策定に係る意見聴取、公表等

地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

また、同法第 21 条第 11 項において、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くことが義務付けられています。

さらに、同法第 21 条第 12 項においては、区域施策編に関する事項を定めようとする場合において、同法第 22 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならないと規定されています。

加えて、地球温暖化対策推進法第 21 条第 13 項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならないと定められています。

区域施策編の策定に当たっては、これらの規定に基づいた取組を実施する必要があります。また、同法第 21 条第 14 項において、これらの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用することとされています。

#### (2) 区域施策編の進捗管理

地球温暖化対策推進法の第 21 条第 15 項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。

区域施策編全体の進捗管理の観点からは、区域の温室効果ガス排出量や計画全体の目標、各主体の対策に関する進捗状況、個々の施策の達成状況や課題の評価を行い、これらの評価を基に、対策・施策の改善に向けた検討を行います。この結果を踏まえて、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表することが重要です。

#### (3) 区域施策編の全体的な見直し及び改定

区域施策編については、毎年度の PDCA のみならず、必要に応じ区域施策編全体の見直しの議論を行うことも重要です。気候変動による影響や、人口減少、IoT や AI を始めとする先進技術の普及等の社会的な変化などを踏まえつつ、総量削減目標や対策・施策の達成状況等を把握し、必要があると判断されれば、区域施策編を改定します。

## ひな型編

ここでは、簡易的に策定する場合の区域施策編の目次構成と計画本文の例を示します。

「ひな型編」は、「本文」と「解説」、「ポイント」、「参照」を掲載しています。「解説」、「ポイント」、「参照」は枠囲みで表記しています。

「本文」には、区域施策編の例文を掲載しています。必要な事項を記入・編集した上で、「解説」、「ポイント」、「参照」を削除すると、区域施策編の素案が完成します。

「解説」及び「ポイント」には、計画を策定する際の基本的な考え方を記載しています。

「参照」には、区域施策編マニュアルの関連する項目や参考となる関連情報等を示していますので、必要に応じて活用してください。



◎ 本ひな型の記載例（記載内容より抜粋） -----

**2. 温室効果ガス排出量の推計**

本ひな型の解説です。  
策定時には削除してください。

**解説**

区域施策編の対象範囲における温室効果ガスの排出量推計結果を記載します。詳細については、「策定の手順編」を参照してください。

(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

本文

〇〇町では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

・・・(中略)

本ひな型のポイント、参照箇所を記載しています。策定時には削除してください。

**ポイント**

区域施策編マニュアルでは、最も簡易な統計の炭素量按分による手法を、標準的手法と位置付け、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村等において推奨します。標準的手法による都道府県別、市町村別の推計結果は、「自治体排出量カルテ」に掲載されています。

なお、標準的手法に基づく CO<sub>2</sub> 排出量推計データは簡易なものであり、その精度には限界があります。より正確な排出量を求めたい場合は、算定手法編の別の推計手法や地方公共団体独自データによる推計と差し替えて御活用ください。

**参照**

区域施策編マニュアル

2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

5-1. 温室効果ガス排出量の推計等に関する基礎知識

## 1. 区域施策編策定の基本的事項・背景

### 解説

基本的事項・背景・意義を記載します。

詳細については、「策定の手順編」を参照してください。

### (1) 区域施策編策定の背景

#### ア 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

#### イ 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

#### ウ 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ

にする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表 xx 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

## エ ○○町における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

○○町においては、これまでも、地域特性を活かした▲▲等の取組を行ってきました。また、●年●月には、「○○町カーボンニュートラル宣言」を表明し、xx こととしました。近年の国際的な動向や国内の動向、○○町カーボンニュートラル宣言を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、○○のような方針で、我が町が抱える××等の課題への対応と一体となって、■ ■等の地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。

### ポイント

地方公共団体においてカーボンニュートラル宣言等、首長等による宣言の表明がある場合には、この箇所に追加することが考えられます。また、緩和に関する動向に加え、気候変動影響とその適応に関する動向や区域の状況を記載することも考えられます。

### 参照

区域施策編マニュアル 2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

### 参考ページ

気候変動適応情報プラットフォーム <https://adaptation-platform.nies.go.jp/>

## (2) 区域の特徴

以下に示す〇〇町の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置付けるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。(以下は自然的・社会的条件の例示)

### ア 地域の概要

〇〇町は、(地域の成り立ち、位置、面積など)となっています。

### イ 気候概況

〇〇町周辺の気候は、xx(山間部、海沿い、平野部など土地条件を踏まえたの特色等(日照時間、降雪量、寒暖差など)を記載)であり、また、長期間の気象観測データがある〇〇気象観測所の年平均気温の推移をみると、～という傾向が現れています。

### ウ 人口と世帯数

〇〇町の人口は、国勢調査によると〇〇傾向にあり、xx年xx月xx日時点の人口はxx人、世帯数はxx世帯、年齢別ではxxのような特徴がみられます。

### エ 地域の産業の動向

〇〇町の就業人口からわかるように、基幹産業は〇〇業であり産業別付加価値額としてもxx円、このことから〇〇業が〇〇町の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

## ポイント

区域の自然的社会的条件は、例えば、下記のように、それぞれ区域施策編に盛り込む対策・施策に関連すると考えられます。区域施策編の策定に当たり、区域の特徴を分析した結果を踏まえて、具体的な対策・施策と結びつけるプロセスが重要です。

- ・ 気候：家庭部門や業務その他部門の対策・施策
- ・ 再生可能エネルギー資源の賦存状況：再生可能エネルギーの導入に係る対策・施策
- ・ 産業構造：産業部門や業務その他部門の対策・施策
- ・ 都市構造／交通体系／運輸部門やまちづくりに関する対策・施策
- ・ 人口動態／住民の環境意識・ライフスタイル：家庭部門や業務その他部門の対策・施策

## 参照

区域施策編マニュアル

2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義（特に、2-1-2. 区域の特徴）

### （3）計画期間

〇〇実行計画（区域施策編）の基準年度、目標年度、計画期間について、2013年度を基準年度とし、2030年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である2022年度の翌年である2023年度からの8年間とします。

平成 25	・・・	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	・・・	令和 12
2013	・・・	2020	2021	2022	2023	2024	・・・	2030
基準年度	・・・	現状年度 ※		策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度
					← 計画期間 →			

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 xx. 〇〇町における基準年度、目標年度及び計画期間

(基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としたケース)

### ポイント

区域施策編の基準年度、目標年度、計画期間及び見直しの時期の設定については、各地方公共団体が任意に設定することができます（上記では、パリ協定の趣旨を踏まえる形を想定し、基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としたケースを示しています）。長期目標を設定する場合は、2050 年度を設定することが望まれます。

### 参照

区域施策編マニュアル

2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

## (4) 推進体制

〇〇町では、区域施策編の推進体制として、首長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

具体的な体制の想定は下表（あるいは下図）のとおりとなります。

	部署名・役職名	役割	備考
本部長	町長	全体統括	事務局（〇〇課）と綿密に調整
事務局	〇〇課	事務全般	本部長指示の下庁内を統括
	△△課	××部門担当	
	△△課	××部門担当	
⋮	⋮	⋮	⋮

表 xx. ○○町における区域施策編の推進体制

### ポイント

国の地球温暖化対策計画においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」、各省の局長級の会議である「地球温暖化対策推進本部幹事会」を中心に、関係府省庁が緊密に連携して取り組むこととしています。

市町村における区域施策編の策定・実施に当たっては、首長をトップとし、環境部局のみならず全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築し、運営していくことが重要です。関連する庁内部局として、例えば以下に示す計画の担当部局が考えられます。

総合計画、環境基本計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、地域森林計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画等

更に「庁外体制」や「広域連携等を活用した他の地方公共団体との連携」等の体制づくりが考えられる場合には体制に加えて記載します。

### 参照

区域施策編マニュアル

- 2-1. 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義  
(特に、2-1-6.区域施策編の策定・実施に係る体制)

## 2. 温室効果ガス排出量の推計

### 解説

区域施策編の対象範囲における温室効果ガスの排出量推計結果を記載します。詳細については、「策定の手順編」を参照してください。

#### (1) 区域の温室効果ガスの現況推計

○○町では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

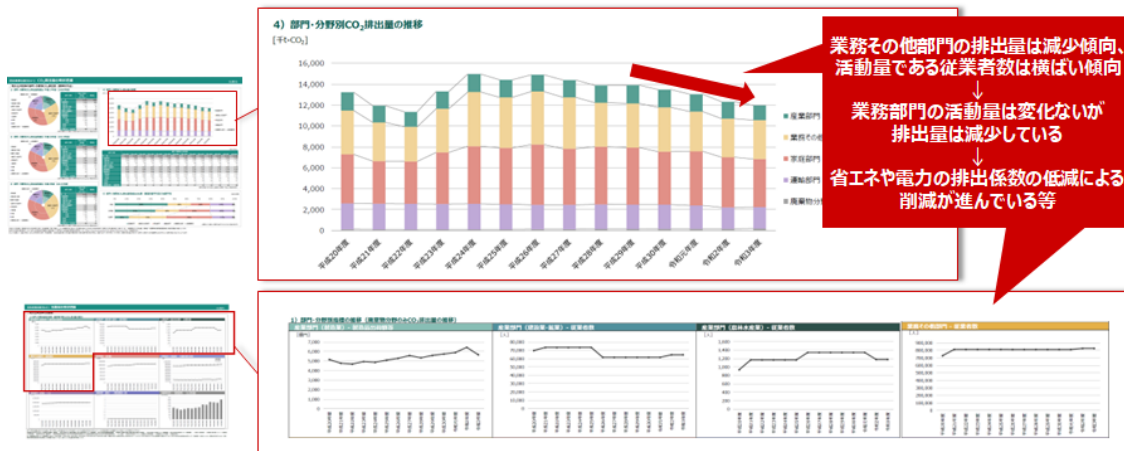


図 xx. 自治体排出量カルテによる部門別排出量（グラフ例）

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)>

現況推計の結果、〇〇町の温室効果ガスの排出量には以下の特徴があります。

- ・町内に工場が多数立地していることから、製造業部門の排出量比率が高いですが、近年の取組の結果、排出量は減少傾向にあります。

### ポイント

区域施策編マニュアルでは、最も簡易な統計の炭素量按分による手法を、標準的手法と位置付け、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村において推奨します。標準的手法による都道府県別、市町村別の推計結果は、「自治体排出量カルテ」に掲載されています。

なお、標準的手法に基づく CO<sub>2</sub> 排出量推計データは簡易なものであり、その精度には限界があります。より正確な排出量を求めたい場合は、算定手法編の別の推計手法や地方公共団体独自データによる推計と差し替えて御活用ください。

### 参照

区域施策編マニュアル

2-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

5-1. 温室効果ガス排出量の推計等に関する基礎知識



### 3. 計画全体の目標

#### 解説

区域施策編で定める計画全体の目標を記載します。  
 詳細については、「策定の手順編」を参照してください。

#### (1) 区域施策編の目標

〇〇町の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千 t- CO <sub>2</sub> )	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計			%
産業部門			%
製造業			%
建設業・鉱業			%
農林水産業			%
業務その他部門			%
家庭部門			%
運輸部門			%
自動車			%
旅客			%
貨物			%
鉄道			%
船舶			%
廃棄物分野（一般廃棄物）			%
吸収源			%

表 xx 〇〇町における総量削減目標  
 (基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としたケース)

### ポイント

我が国においては、2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度46%削減目標を踏まえた地球温暖化対策計画が策定されました。

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定することが地球温暖化対策推進法に規定されており、2050年カーボンニュートラルの実現を踏まえ、2030年度等の中期目標についても野心的な目標を設定することが推奨されます。

区域施策編で定める計画全体の目標については、合計値のほか、地域の特性や実情に照らし、必要に応じて部門別の排出量や吸収源を設定することも考えられます。

### 参照

区域施策編マニュアル

2-3. 計画全体の目標

## 4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

### 解説

区域施策編の対象範囲における温室効果ガス排出削減等の対策・施策を記載します。詳細については、「策定の手順編」を参照してください。

### (1) 区域の各部門・分野での対策とそのための施策

〇〇町では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

#### ア 再生可能エネルギーの導入促進

我が町の地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体等とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。

#### (ア) 再生可能エネルギーの導入促進

〇〇町においては、自家消費を目的とした再エネ発電設備補助等の導入支援など、太陽エネルギー利用システムの普及促進に取り組みます。

#### (イ) 再生可能エネルギーの利活用促進

〇〇町においては、▲▲など、…に取り組みます。

#### (ウ) xx

(工) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030年度)	CO <sub>2</sub> 削減量 (2030年度)
太陽光発電設備設置 補助件数	件	件	件	—
FIT 認定件数、導入 容量 (再エネ種別)	件 kW	件 kW	件 kW	—
使用電力の再生可能 エネルギー比率	%	%	%	t-CO <sub>2</sub>
設備容量	MW	MW	MW	t-CO <sub>2</sub>
年間発電電力量	MWh/年	MWh/年	MWh/年	t-CO <sub>2</sub>
xx				

## ポイント

令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）により、実行計画の実効性を高めるため、再生可能エネルギー利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する内容について定めること等が明記されました。

再エネ導入目標設定は様々な手法で検討することができますが、まず簡易的な手法として、REPOSの再エネ目標設定支援ツールを活用することが考えられます。再エネ目標設定支援ツールは、REPOSから再エネ目標設定支援ツールを選択すると、都道府県又は市町村別のエクセルをダウンロードすることができます。再エネ目標検討シート、必要に応じて（参考）促進区域検討支援ツールを利用した導入見込み量の整理シート（促進区域検討支援ツールとの連携シート）を入力することで再エネ導入目標を設定することができます。まとめシートに整理される検討結果を再エネ導入目標として活用することも考えられます。



表 xx ○○町における再エネ導入目標

## 参照

区域施策編マニュアル

2-4-4. (3) 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

イ 省エネルギー対策の推進

〇〇町では xx や xx を通じて、省エネルギーの取組を推進します。とりわけ住民の健康増進にも繋がるよう、□□等の取組を重点的に実施します。

(ア) 省エネルギー行動の推進

〇〇町全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの方が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。このため町が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、△△や■ ■等による情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

(イ) 環境配慮型建築物の普及促進

〇〇町においては、▲▲など、…に取り組みます。

(ウ) xx

(エ) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030年度)	CO <sub>2</sub> 削減量 (2030年度)
普及啓発イベントの実施・参加者数	回 人	回 人	回 人	—
長期優良住宅の増減数(累計)	件	件	件	—
防犯灯のLED化率	%	%	%	t-CO <sub>2</sub>
xx				

ウ 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、〇〇町では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。

(ア) 環境負荷の低い交通・運輸への転換促進

自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関や自転車への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい環境づくりを進めます。

(イ) 自家用車使用に伴う環境負荷低減

〇〇町においては、▲▲など、…に取り組みます。

(ウ) xx

(エ) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030年度)	CO <sub>2</sub> 削減量 (2030年度)
公共交通機関利用者数	人	人	人	—
EV補助件数	件	件	件	—
森林整備面積	ha	ha	ha	t-CO <sub>2</sub>
xx				

エ 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

(ア) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にも効果的です。■ ■等の取組により、一層の減量化と資源化を推進します。

(イ) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

〇〇町においては、▲▲など、…に取り組みます。

(ウ) xx

(エ) xx

<目標として掲げる項目例>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030年度)	CO <sub>2</sub> 削減量 (2030年度)
ごみの総排出量	t	t	t	—
ごみの資源化量	t	t	t	—
資源ごみの割合	%	%	%	t-CO <sub>2</sub>
xx				

## ポイント

### (対策・施策)

対策・施策の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に掲げられた、「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項」に沿って、地球温暖化対策計画に示された「地方公共団体が講ずべき措置に関する基本的事項」や「地方公共団体が実施することが期待される施策例」を参考にしつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進を図ることが重要です。

これらの施策・対策を総合的に検討・実施することが望ましいですが、特に小規模な地方公共団体などにおいて、施策・対策の検討に十分な時間を割けない場合は、区域の特徴を分析した上で、特に地域へのコベネフィットが大きい施策について、優先して検討していくことが考えられます。

### 参照

区域施策編マニュアル

2-4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

5-2. 地方公共団体が実施することが期待される施策例

区域施策編マニュアル（事例集）

3-1. 「対策・施策」の事例

### (目標・指標)

区域施策編には、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に加えて、それらの施策の実施に関する目標も定めることとされています。

この目標については、可能な限り温室効果ガスの削減効果に関する定量的な目標とすることが望ましい一方で、すべての施策について、そのように目標設定することは必ずしも容易ではありません。そのような場合には、他のなるべく定量的な目標（再生可能エネルギー設備導入補助による発電設備容量など）を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用することができます。

また、対策・施策の目標の検討に当たっては、なるべく野心的な目標を設定することが重要です。

### 参照

区域施策編マニュアル

2-4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

5-3. 進捗管理に用いるデータの取得方法

## 5. 区域施策編の実施及び進捗管理

### 解説

区域施策編の実施及び進捗管理について記載します。  
詳細については、「策定の手順編」を参照してください。

区域施策編の実施及び進捗管理は以下のとおり実施します。

#### (1) 実施

「1(4) 推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

#### (2) 進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

#### (3) 見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。

### ポイント

区域施策編の実施、進捗管理・評価、見直しに関する事項について記載します。

なお、地球温暖化対策推進法第21条第15項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。

### 参照

区域施策編マニュアル

3. 区域施策編の実施

5-3. 進捗管理に用いるデータの取得方法



## 参考資料

### 区域の特徴ごとの排出削減目標の例

区域の特徴（地方公共団体区分、地方、人口、部門別排出量の構成等）を踏まえて10団体を抽出し、表3-1のとおり、各地方公共団体が公表する区域施策編やそれに類する計画に記載されている排出量の構成、排出削減目標を部門別に整理しました。

表 3-1 地方公共団体ごとの排出量構成、排出削減目標の例

団体名	区分	地方	人口	排出量の構成（2018年度）（%）					2030年度排出削減見通し （2013年度比 <sup>※1</sup> ）（%）			
				産業	業務 その他	家庭	運輸	総量	産業	業務 その他	家庭	運輸
長野県	都道府県	中部	207万人	22	19	25	33	-53	-54	-64	-52	-56
岐阜県	都道府県	中部	201万人	35	18	18	27	-21.30	-10.40	-48.20	-25.90	-25
大阪府	都道府県	近畿	884万人	26	27	22	22	-40	-43	-42	-46	-33
横浜市	政令市	首都圏	376万人	30	27	23	18	-30	-36	-34	-35	-42
京都市	政令市	近畿	140万人	19	33	24	22	-41.10	-42.30	-51.00	-49.10	-26.50
北九州市	政令市	九州	94万人	52	15	10	21	-47	-40	-50	-50	-40
郡山市	中核市	東北	32万人	25	25	22	26	-30	-	-	-	-
高知市	中核市	四国	32万人	30	25	19	25	-43	-16	-59	-58	-19
二セコ町	その他市町村	北海道	0.5万人	22	20	30	28	-44	-	-	-	-
久慈市	その他市町村	東北	3.4万人	29	18	24	27	-62	6	-57	-56	-7
全国平均	—	—	—	45	18	16	20	-	-	-	-	-

※1:長野県は2010年度比の排出削減見通し、二セコ町は2015年比の排出削減見通し。

出典：各自治体HPに掲載された地方公共団体実行計画（区域施策編）より作成

総務省「住民基本台帳に基づく人口」<[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/daityo/jinkou\\_jinkoudoutai-setaisuu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html)>、環境省「自治体排出量カルテ」<[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)>より整理

## 施策の実施に関する目標設定の例

施策の実施に関する目標設定の例として、一部の地方公共団体が実行計画で掲げている対策・施策に関する目標について、京都市（表 3-2）、長野県（表 3-3）、岐阜県（表 3-4）を例に紹介します。自治体によって分野ごとに設定している目標が異なるため、自らの自治体で目標設定する際に参考にしてください。

また、目標設定に当たっては、温対法第 21 条第 3 項に掲げられた 4 つのカテゴリーの施策に応じた目標設定がされているかの確認も必要です。

表 3-2 施策の実施に関する目標の事例：京都市

（削減見込量：万 t-CO<sub>2</sub>）

部門	対策		削減見込量	2030 年度の取組のレベル, 考え方等	
家庭 (52)	省エネ (33)	高効率家電・機器の普及	24	・ LED 照明の普及：100%（現状 40%程度） ・ 高効率家電の普及：75%（現状 20~30%） ・ 冷蔵庫, エアコン効率 約 2 割改善等	
		高効率家電・機器の普及	4	・ 新築で ZEH が標準に（現状 10%程度） ・ 住宅の省エネ基準達成率：27%（現状 10%程度）	
		その他家庭の省エネ取組	5	・ 上記以外の省エネ行動による効果	
	再生可能エネルギー (19)	太陽光発電設備の普及	1	・ 太陽光発電設備導入量：住宅用約 15,000 件増	
		再生可能エネルギー電気 の選択促進	7	・ 再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10%程度（現状ほぼ 0%）	
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	11	・ 電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割合：25%（現状約 15%）	
産業 (17)	省エネ (10)	大規模排出事業者(特定 事業者)の省エネ取組	5	・ 年率 1.0%以上の排出削減	
		特定事業者以外の省エネ 取組	5	・ 上記以外の省エネの取組の効果	
	再生可能エネルギー (7)	太陽光発電設備の普及, 再生可能エネルギー電気 の選択促進	4	・ 太陽光発電設備導入量：約 30MW 増 ・ 再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10%程度（現状ほぼ 0%）	
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	3	・ 電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割合：25%（現状約 15%）	
	業務 (49)	省エネ (26)	大規模排出事業者(特定 事業者)の省エネ取組	12	・ 年率 1.5%以上の排出削減
			特定事業者以外の省エネ 取組	12	・ 上記以外の省エネの取組の効果
オフィス等の省エネ性能 の向上			2	・ オフィス等の建築物の省エネ基準達成率：59%（現状約 30%）	
再生可能エネルギー (23)		太陽光発電設備の普及, 再生可能エネルギー電気 の選択促進	8	・ 電力会社による再生可能エネルギー供給の促進 ・ 再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10%程度（現状ほぼ 0%）	
		電力会社による再生可能 エネルギー供給の促進	15	・ 再生可能エネルギー100%電気の契約割合：10%程度（現状ほぼ 0%）	

部門	対策		削減見込量	2030年度の取組のレベル, 考え方等
運輸 (35)	省エネ (31)	公共交通の利用促進	10	・非自動車分担率の引上げ
		次世代自動車の普及等による燃費改善	18	・次世代自動車普及率(ストックベース): 50% (現状 19%)
		運輸・運送事業者における省エネ取組	3	・年率 0.5%以上の排出削減
	再生可能エネルギー (4)	太陽光発電設備の普及, 再生可能エネルギー電気の選択促進	1	・再生可能エネルギー100%電気の契約割合: 10%程度 (現状ほぼ 0%)
		電力会社による再生可能エネルギー供給の促進	3	・電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割合: 25% (現状約 15%)
その他 (16)	廃棄物部門	ごみの焼却量の削減	4	・ごみ(主にプラスチック) 焼却量の削減
	その他部門	代替フロン等の削減	10	・フロン排出抑制法等に基づく機器適正管理の徹底
	吸収量部門	森林等による吸収量の増	2	・森林整備, 緑地整備(街路樹・都市公園等) ・環境保全型農業推進

出典: 京都市「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>計画本編」

<<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000000/328/keikaku2021-2030.pdf>>

表 3-3 施策の実施に関する目標の事例: 長野県

分野	2030年目標	2050年目標
交通(自動車)	・未設置区間ゼロ、電池切れゼロの充電インフラを整備	・自動車は全てEV・FCV、歩いて楽しめるまち(車走行距離の縮減)
建物	・全ての新築建築物のZEH・ZEB化を実現	・新築住宅は高断熱・高气密化(パッシブハウス相当) ・既存住宅は省エネ基準を上回る性能ヘリフォーム ・業務用ビルをZEB化
産業	・エネルギー消費量を年2%削減 ・再エネ導入でESG投資を呼び込む ・イノベーションを生む新技術を創出	・大企業は自らゼロカーボンを達成 ・中小企業を含め、サプライチェーンで選ばれ続ける企業に
再エネ	・住宅太陽光と小水力発電を徹底普及 ・エネルギー自立地域10カ所以上	・再エネ生産量を3倍以上に拡大、エネルギー自立地域を確立
吸収・適応	・森林資源を健全に維持しCO <sub>2</sub> 吸収量を増加 ・まちなかや建物の緑を拡大	・恵まれた自然環境を「山」、「里」、「まち」で最大限に活かす
学び	・日頃から環境のためになることを実践している割合100%	・誰もが気候変動の影響を理解し、脱炭素型ライフスタイルへ転換

出典: 長野県「長野県ゼロカーボン戦略【計画本体】」

<<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>>

表 3-4 施策の実施に関する目標の事例：岐阜県

分野	進捗管理目標名	目標値(2030 年度)
産業	・ 製造業の付加価値額※1 当たりエネルギー消費量	・ 25,326MJ/百万円
	・ 産業部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 69,833t-CO <sub>2</sub> /PJ
業務	・ 床面積当たりエネルギー消費量	・ 800MJ/m <sup>2</sup>
	・ 業務部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 67,348t-CO <sub>2</sub> /PJ
家庭	・ 家庭 1 世帯当たりエネルギー消費量	・ 29,153MJ/世帯
	・ 家庭部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 66,555t-CO <sub>2</sub> /PJ
運輸	・ 自動車 1 台当たりガソリン販売量	・ 400L/台
	・ 自動車 1 台当たり化石燃料消費量	・ 22,100MJ/台
	・ 運輸部門のエネルギー消費量当たりの温室効果ガス排出量	・ 56,620t-CO <sub>2</sub> /PJ
その他	・ 再エネ電力比率※2	・ 52.9%
	・ 産業廃棄物排出量	・ 367.7 万 t
	・ 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量	・ 595 g/人/日
森林吸収量	・ 間伐実施面積	・ 9,800 ha

※1 付加価値額とは事業所の生産活動において新たに付け加えられた価値のことです。工業統計調査により付加価値額の算式が示されています。

※2 最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス利用、小水力発電、地熱発電・地中熱利用、風力発電）創出量の割合をいいます。

出典：岐阜県「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画～「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて～」

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3646.html>>

## 地球温暖化対策に関するキーワードの解説集

地球温暖化対策に関する用語を解説しています。区域施策編の策定・実施に当たって分からない用語がある場合は参照してください。ただし、ここでは区域施策編に初めて触れる方のために、分かりやすい言葉に置き換えて書いております。厳密な定義や詳細等については、環境省や関連省庁のホームページや、専門書籍等を確認してください。

### ア行

#### ➤ エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される CO<sub>2</sub>。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9割弱）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務・事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出される CO<sub>2</sub> は、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> と呼ばれます。

#### ➤ 温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO<sub>2</sub> や CH<sub>4</sub> のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

#### ➤ 温室効果ガス総排出量

地球温暖化対策推進法第2条第5項にて、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の CO<sub>2</sub> に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量」とされる温室効果ガス総排出量のことです。

#### ➤ オフセット

排出される温室効果ガスの排出をまずできるだけ削減するように努力をした上で、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

## カ行

### ➤ 活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のことです。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められています。

具体的には、燃料の使用に伴う CO<sub>2</sub> の排出量を算定する場合、ガソリン、灯油、都市ガスなどの燃料使用量[L、m<sup>3</sup> など]が活動量になります。また、一般廃棄物の焼却に伴う CO<sub>2</sub> の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になります。

### ➤ 吸収源

森林等の土地利用において、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO<sub>2</sub> の吸収や排出が発生することを指します。

### ➤ 現状趨勢 BAU（Business As Usual）ケース

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。BAU ケースの排出量を推計することで、「将来の見通しを踏まえた計画目標の設定」や「より将来の削減に寄与する部門・分野別の対策・施策の立案」を行うことができます。

### ➤ カーボンニュートラル

CO<sub>2</sub> を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。

### ➤ 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。

### ➤ COOL CHOICE

政府が推進している、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

➤ クレジット

クレジットとは、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガスの排出量の削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化（数値化）し、取引可能な形態にしたものことです。

➤ 原単位

エネルギー使用量をエネルギーの使用と関係の深い量で除した値のことで、エネルギーの消費効率を比較する際に利用されます。例えば、建物の原単位は、年間のエネルギー使用量を建物の延べ床面積で除した単位延べ床面積当たりのエネルギー使用量[MJ/m<sup>2</sup>・年]となります。

➤ コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことです。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用することができます。

➤ コベネフィット

地球温暖化対策と同時に追求し得る便益のこと。コベネフィットの追及により、地球温暖化対策の実施と同時に、地域の様々な行政課題の解決が期待されています。

## サ行

➤ 再生可能エネルギー

法律<sup>9</sup>で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO<sub>2</sub> をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

➤ 再生可能エネルギーポテンシャル

再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した上で推計された、再生可能エネルギー資源量のことです。

---

<sup>9</sup> エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

- 自家消費型太陽光発電  
民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことです。
- 省エネルギー診断  
省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取組です。
- スマートコミュニティ  
家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。
- 政府実行計画  
政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のことです。2021 年に改定された同計画では、2030 年の温室効果ガス排出目標が 50%削減（2013 年度比）に見直され、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物の ZEB 化等の様々な施策を率先して実行していくこととしています。
- CEMS（Community Energy Management System）  
地域エネルギーマネジメントシステムのこと。オフィスビルや商業施設を対象とした BEMS、工場などの産業施設を対象とした FEMS、各家庭を対象とした HEMS によって、ビルや工場、家庭での各エネルギー需給を最適化し、CEMS により地域のエネルギーを総合的に管理することを目的としたシステムです。
- ゼロカーボンアクション  
政府が、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクションとそのアクションによるメリットをまとめたものです。
- ゼロカーボンドライブ  
太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時の CO<sub>2</sub> 排出量がゼロのドライブのことです。



## タ行

- 大規模排出事業者（特定事業者）

事業者全体のエネルギー使用量が省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）で定められた基準以上であることから、省エネ法に基づいて、特定事業者又は特定連鎖化事業者として指定された事業者のことです。当該事業者は、エネルギー使用状況等の定期報告書を提出する義務等が課せられます。
- 地域新電力

地方公共団体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のことです。
- 地球温暖化係数

CO<sub>2</sub> を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことです。CO<sub>2</sub> に比べ CH<sub>4</sub> は約 28 倍、N<sub>2</sub>O は約 265 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。
- 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。
- 地球温暖化対策計画書制度

地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガスの排出量やその削減等のための取組等を盛り込んだ計画書・報告書の作成・提出を求めることを通じて、温室効果ガスの排出削減等への計画的な取組を促す制度です。

## ナ行

- 日本の約束草案

平成 27 年 7 月に 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）  
先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

## 八行

- 排出係数  
温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。  
排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で、定められています。  
< [https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual2.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html) >
- BAT（Best Available Technology）  
利用可能な最良の技術、現実的に利用可能な最新のプロセス、施設、装置のことを指します。
- PPA モデル  
電事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式です。本マニュアルでは、事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定しています。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要です。
- パリ協定  
2015 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。
- BEMS（Building Energy Management System）  
建築物全体での徹底した省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システムを指します。

➤ FEMS (Facility Energy Management System)

産業施設エネルギーマネジメントシステムのこと。工場・プラント内で最適なエネルギー管理が行われることが可能となるだけでなく、その周辺の地域レベルでのエネルギーの最適化も促進されることが期待されています。